

第十三回 参議院労働委員会会議録第二十一号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午前十一時十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 中村 正雄君  
理事 安井 謙君  
委員 波多野林一君  
村尾 重雄君  
上原 正吉君  
木村 守江君  
九鬼紋十郎君  
一松 政二君  
小林 政夫君  
早川 慎一君  
菊川 孝夫君  
重盛 壽治君  
堀木 鎌三君  
堀 眞琴君

国務大臣

労働大臣 吉武 恵市君  
厚生大臣 吉武 恵市君

政府委員

地方自治庁 公務員課長 佐久間 曜君  
労働政務次官 溝口 三郎君  
労働省労働局長 賀来才二郎君  
事務局側 常任委員会専門員 磯部 巖君  
常任委員会専門員 高戸義太郎君  
説明員 労働省労働局長 大島 靖君  
労働法課長

○地方公営企業労働関係法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村正雄君) 只今より会議を開きます。

昨日法務総裁が本委員会に本日出席いたしました。答弁する予定になつておりましたが、破防法の関係で法務委員会に出席いたしておりますので答弁は次回に譲ります。地方公営企業労働関係法案を議題といたします。先ず重盛君に質問の発言を許します。

○重盛壽治君 坐つたまま発言をさせて頂きたいと思ひます。

地方公営企業労働法案の逐條的な審議に入る前に労働大臣にお聞きしたいことが一つあるのですが、これは今まで私が二度、三度伺つたことでありまして、御承知のように講和條約が締結せられて政令二百一十号は外された、この場合に私はやはり一応は日本の労働組合、いわゆる官公労を問はず労働三法を実施するという建前をとるのが講和後の正しい新しい観点に立つ労働行政ではなからうか、こういう考え方を私は持つておるのであります。これを労働大臣にも或いは首相にも伺つたのであります。が、ややそれに近いような答弁がなされたが明確な返答がなされておらん。その点が一つ、従つて労働組合と資本家との比率とかウエイトは一体どこにおくか、やはり労働組合法を制定した当時の労働平等な立場におかして労働協約であらうとする。労働問題を相談して行く、こういう建前に変りはないのであるか、その点を一つ先に労働大臣から聞かしてもらいたい。

○国務大臣(吉武恵市君) 基本的なお尋ねでございますが、先般も申し上げましたごとく、公務員の立場にありましかた。これは国家でありましよう。と公共団体でありましよう、やはりこの一般の労働者と同じような考え方ではないか。いやないかと私はかように見ておるのであります。それはほかの民間企業等におきましては相手方が業主でございます。それに雇われる者と雇う者との間の関係というものは對等に行くべきでありましようが、公務員は国家全体又は公共団体全体に奉仕する立場におかれるものであります。

だからその本質におきましては、仮に机の上で仕事をいたされましよう各役の行政事務をとる公務員でありましよう、或いは現業を掌る公務員でありましよう。その本質には変わりはない。ただ併しこの基本的な権利というものはできるだけ尊重して行くべき建前をとるべきことは当然でございます。それから、今回地方公共団体におきましても国鉄、専売等と同じようなものならばその内容が現業的なものにつきましても同じような団体交渉を認めて、給與その他の労働条件について団体交渉の結果決定をして行くというあり方がよくはないかという点で、その面についてだけ認めることにしたわけであります。でありますから、これは考え方にましても、重盛さんのように、昨日も堀木さんからも御意見がございまして役人といえども労働者だから同じじやないかという御意見もあるでござい

ましようけれども、私どもの考え方は公務員というものは国家及び公共団体全体に奉仕する立場におかれるものであるから、對等の立場であらゆる交渉をし、又権利を持つということとは如何なるものであらうかという考え方を持つております。

○重盛壽治君 そうするとなんですか、本来の建前としては平等にするほうが正しいと考える、だが国家の仕事に従事しておるものに対しては同じ正しい権利はあつても、今の日本の現状からいふとはつきりとその権利を皆與えてしまふということでは困るのじやないかと、こういうふうなふりにとれるのですが、そういうことではないのですか。

○国務大臣(吉武恵市君) 大体それでいいと思ひますが、原則的には昨日もお話ししましたように憲法二十八條はやはりすべての労働者に保障したところの基本的なものであります。と同時に片一方に憲法十二條においては公共の福祉というものもございまして、その面から公務員というものはつまり国家公共全体に奉仕する立場におかれるから、その面において二十八條の権利が制限されることは止むを得ない、こういう基本線から申上げておるわけでござい

○重盛壽治君 そうすると私企業の労働者は或る程度平等な立場においてもいいが、国や或いは公共団体、地方公共団体等に関係している労働組合は基本的な権利はそういうところへ立場をお

いたことのために完全には守られて行かない、もつとせむじつめれば若干隷屬的な立場におかれざるを得ないのが実情だ、そうしてこうすることがよろしいのだという考え方なんです。

○国務大臣(吉武恵市君) 私は隷屬的だと言葉はちよつとその言葉を受取れにくいのですが、国家及び公共団体全体に奉仕する立場にある、従つてそれらの身分関係というものは、私は残すべきものだ、かように考えております。

○堀眞琴君 ちよつとその問題に関連して、只今労働大臣から労働基本権はできるだけ尊重するといふ御発言があつたのですが、一体公務員と、それからここで問題になつてくる地方公営企業に携わつてるところの従業員と、それから私企業の従業員との間の区別を労働大臣はどのように考えられてゐるか、それを先ず伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) 私は先ほども申しましたように、私企業は雇う者と雇われる者というものが對等の立場におかれてゐると思ふ。従つてその間に意見の対立があり争ひということもあり得る。併しながら公務員は国家及び公共団体全体に奉仕する立場にありま

するから、それを相手方にとつて争い得る立場におかれるものではないのであります。それは国家全体の意思の決定に基いて、それに従つて行動、仕事をしなくてはならない。地方においても同様であるのであります。そ

の国家及び公共団体の仕事を執行する立場におかれた者が、その国家及び公共団体に対して対等の立場で争い得るという事は、私はそれ自身が本質的に無理である、かように考えます。

○堀眞琴君 只今のお話ですと、とにかく公務員というのは国家全体に奉仕するという建前をとるべきだ、そこに私は問題があると思うのですが、何もそれを否定するという意味じゃないのです。私がお尋ねしたいのは、国家全体に奉仕するというその形の出て来る根拠ですね。どういうところに基いてるか、それは要するにその給料が税金の中から拂われるという事実と、それから公務員の仕事の性質からいって、それが政治権力に連なっているというこの二つの理由から私は来ていると思うのです。特にそこで全体のために奉仕しなければならぬし、政治的には中立性を維持しなければならぬという要請が公務員に対しては出て来ると思うのです。併し公務員の今度は身分上の立場からいいますと若干考え方が違つて来るのじやないかと思うのです。公務員といふこともやはり給料生活者であり、或いは賃金生活者であるという事になりますと、俸給生活者乃至は賃金生活者としての建前から、労働上の権利が保障されるのは当然ではないかという考え方も出て来るわけなんです。そういうことに対しては労働大臣のもう一度御答弁を願いたい、それからこの場合主として問題になつてゐる地方公共団体の従業員と私企業の従業員との区別はどこにあるか。あなたの言葉でいうと、公営企業の場合にもやはり地方公共団体の公務員と同じように、それは全体に奉仕する

ののだ、こうおつしやいます、企業そのものは或る場合には地方公共団体が経営している場合もある。併し場合によつてはそうではない、私企業で以て実は公益性的の立場に立つて企業を営む、例えば東京で例をいうならば都電やバスは公共団体が経営しているわけである、ところがバスの会社はほかにもありまして、都営のバスといわば併せて同じような立場において経営しているわけである。ところが私企業としてのバスの従業員は労働上の権利が保障されて、同じような交通に携わつてゐる地方公共団体の企業においてそれが無い、ということになりますと、かなりそこら問題が起つてくると思う。その二つの点を労働大臣どのようにお考えになるかお尋ねしたいと思ひます。

○労働大臣(吉武恵市君) この点も私今までに触れて申し上げたつもりでございますが、公務員といふことも俸給生活者であるから、その労働条件について正当なものを要求すべきであるという事はこれは当然のことであるといふことは併しながら公務員といふ本質は先ほど申しましたように、私企業のように事業主とそれに雇われる労働者という立場でなくして、国家全体に奉仕し、国家及び公共団体に決定したところの意思に基いてこれを執行する義務を負うてゐるものであります。この者がその国家及び公共団体の全体に対して対等の立場で交渉し争ひ得るという本質を私は持つてゐない、従つて私企業と違つて公務員においては国家公共性から制限を受けることは止むを得ない、こう考えであります。そうならば公務員といふことも俸給生活者であるから、

その生活についての妥当性を要求する必要があるといふことは御尤もでありますから、その点につきましては、国会及び公共団体のいわゆる議院といふようなものがその点を十分考へまして決定しなければならぬと私は思ふのであります。又私企業は営利事業でございますから、利害関係が相反する、従つて余計給料を拂うと自分は儲けが少いからという立場におかれましては、対等で争つてそこに両方が詰がついたところできめて行くというのが公正な労働問題の解決の方法だと思ひます。併し国家公共団体は何も営利を目的としてゐるわけじやございせんから、一般の労働事情と睨み合せまして、予算を決定する際に必要な予算を決定すればいいわけでありまして、私はそういうことにおいて幾らも公務員の労働条件確保の途はある、かように存じております。

な私企業とそれから公営企業との差についてのお尋ねでございますが、これも昨日堀越さんにも申し上げたごとく、自動車が行つてゐるというところとそれ自体を御覧になりますと成るほど同じであります。併しながらその事業を誰がやつてどこがやるかというところに大きな問題があるのであります。私企業は営利を目的としてゐるのであります、公営企業になりますと営利を目的としない国家公共のために動かす。従つてそれに従事してあります職員も公務員であるわけでありまして、公務員であるという本質につきましては、机の上で事務をとるからそれは団体交渉なり団結権なり或いは争議権がないのだ、併し外で働く者はあるのだといふので本質的な違いがあるわけではない、如何なる仕事に従事しようとする公務員という本質においては同じである。併しそれは言つても今日国鉄及び専売公社において団体交渉権だけは認められてゐる、従つて市電等においてはそれに類似してゐるのでせめて団体交渉権だけは認められて行くべきではないかといふことで今回提案した次第であります。

○堀眞琴君 もう一点お尋ねしたいのですが、国家なり地方公共団体の企業を営むようになった歴史的な意義は、御承知のように財政的なものが主たるものになつてゐると思ひます。勿論そのほかにも公益性ということが主張されてはおります。例えば日本の国有鉄道が成立した日露戦争後、あの財政逼迫の状態にあつて国有鉄道にすることによつて財政上の逼迫を切り抜けようといふのが主たる理由になつてゐるわけでありまして、地方公共団体の場合でもやはり財政上の考慮と並びに公益性といふことが中心になつて企業が営まれるようになったと思ふのです。従つてあなたのお話の地方公共団体の経営するところの企業と私企業との間には格段の相違があるというお話は納得できないわけなんです。ただ若し納得し得るとするならば、その経営するところの企業について住民の意思決定なり国民の意思決定なりがそれに加わつてゐるという事が、いわば全体の奉仕という事を導き出す根拠になると思ひます。併しそうかといつて例えば公営企業法案が今度出ましてそれを見ますと、経営性というものが強力に主張されてゐる。従つて国の企業も地方団体の企業も赤字を出してまで公共に奉仕するといふようなことは殆んど考

えられない。若し又そういうような赤字を出すような企業であつたならば、恐らくは当事者はそれに対してやはり赤字を出さぬような方法を講ずるようになると思ふのです。そういう意味では私企業と地方公共団体の経営する企業との間には殆んど区別はないのではないかと今一度お尋ねいたします。それから労働者の場合について言いますと、その間にあなたも認められておるうちに殆んど差別がないといふことになりまして、何らかの意味において労働基本権といふものがそこでも十分保障されるような方法を講じなければならぬと思ふ。あなたのお話でもできるだけ尊重するといふことなうな意味では憲法の規定は守れないと思ふ。この憲法に保障する基本的権利といふものは永久の不可侵の権利だ、こういう工合に規定してあり、更に国民の不断の努力によつてこれを守らなければならぬのだと規定してある。それとあなたのおつしやるでございだけ尊重するといふこととはかなりそこに違ひが出て来ると思ふのですが、この点に關しまして併せて御答弁を願ひたいと思ひます。

○労働大臣(吉武恵市君) 私は国家及び公共団体の行なつておりますいわゆる企業は財政的の目的だと思つておられます。これはもつぱら公共の福祉のために行なつておるものと私は考へております。従つて私企業と非常に違ひがある。私企業といふものは儲けを目的、儲けるためにやつておる。成るほどその事業自体は公益事業的なものであるといふことはあるであ

ようが、併し私企業というものは本質はどことあるかと言えは営利が目的である。ところが公企業は財政的な目的ではない、若し儲けるために国家と公団体が仕事をやつておるとすればそれは本質に反する。やはりそれ自体が国家及び公共団体のために民間会社にやらせておいたのではできない或いは困るという場合に、国家及び公共団体が初めて公共の福祉のために行なつておる企業でありますから、私は本質的に違ひがある、かように存じます。

○委員(中村正雄) あと幾らでも發言の機会がありますから一つ……  
○重盛壽治君 今の堀さんの質問に關連してですが、堀さんに答弁するところを聞いておるとどういふふうに感ずる。こういうことでは困ると私は思うのだが、労働大臣の考へておるのは、労働大臣が言われるように国家公務員というふうなものは少し別の角度から行かなければならぬということが考へられると仮定しても、それならば筋肉労働をやるようなそういう労働の實體に労働法を当てはめるのかどうかということになる、そうではなくて經營の實體、ここに労働法を当てはめる基準がおかれておるよに聞える。これでは労働組合法の解釈上非常にまづかりはしないか。違つて来はしないか。労働の實體が縦割もなければ横割もなければ、ただそれを誰が經營しておるか、どれだけ儲かつておるか、こういうものと見合はして労働者の賃金とそれの給與の問題だけを区切りずけたような形で盛んに説明しておるが、それは私は違ひはせぬか。

それからも一つ公共の福祉といふことでは例えは専売のやうな場合を考へてみまして、成るほど公共の福祉に違ひないかも知れんが、私はただこの嫌いな關係もあるかも知れんが、それはえらい公共の福祉に重点をおいたものではないと思ふし、むしろこれは政府は唯一のドル箱として財政的な立場からこれを守つて、ここでストライキを起すと専売の利益金が少なくなるから困るというやうなところから考へられるように感ずるのですが、私の感じ方が悪いかも知れませんが、そういう点から行くと労働大臣のいま堀さんに説明した御趣旨では趣旨が一貫しないように思ふが、その点に少しはつきり聞かしてもらいたい。

○國務大臣(吉武憲市) 經營の實體をお話になりますが、經營の實體も勿論考へなければならぬが、一番大事なこととは公務員たる本質でございませう。公務員たる本質に私企業と違ふところがあるといふことは大事なことである。公務員の中のいふゆるる仕事の実体といふものは、それは成るほど筋肉労働とそうでない労働とはあるでありませう。従つてその点は若干考慮を拂わなければならぬところでありませうが、併し公務員たる本質においては机の上で仕事をしようとする野原で仕事をしようとする、私は本質的なものといふものは変らないものであらうとかやうに存じております。それで本質が同じだから仕事の内容がどうあつても全く同じでいいかという、それはお話のように実体は考へなければならませぬので、今回提案をいたしましたように國鉄、専売のやうに現業、肉体的な労働のものについては、その労働條件に団体交渉の方法を講じて解決をする、こうしたわけでありませう。

○重盛壽治君 それでは大分苦しい御答弁で一貫性がないと思ふのだが、今全般的な問題になるからこの程度にして別な機会に又よくお聞きしたいと思ふのだが、地方公営企業労働組合法案に対する關係で政府がどういふことを言つておるのだが、地方公営企業に従事する職員も地方公務員に相違なく往々民全体の奉仕者たる地位にあるのであるから、本質的に團結権、団体交渉権、罷免権はあり得ない、こういうことを衆議院で説明しておる。それから地方公営企業職員の従事しておる交通とか水道とかの業務の性格及び実体は行政權限とは一応切り離れておる。國における公共企業体に近いものであるからそれに従事する職員は一般の地方公務員とは或る程度取扱を異にしておる。だから例外として團結権、団体交渉権を與える。併し地方公営企業は本来公共の福祉を増進するといふのがその性格なんだから、例外的に與える團結権、団体交渉も公共の福祉と對立してはならない。故に團結権と團結権と公共の福祉の調和を求めたい、こういうのがこの法律だと思ふ。みんな與える、與える、ことさらにこういふ字句を使つて、例外として團結権、団体交渉を與えるといふことはどういふ意味か。今までの説明のうちではわからんが、政府が恩賜的にこの團結権と團結権を與えるといふことなのか、一体どういふことなのか、この点少し明確に御答弁をして頂きたい。

○國務大臣(吉武憲市) 私どもは決して恩恵として與えるつもりはございませぬ。先ほどお説き上げになりました点は、先ほど私が申し上げたことをそのまま言つておるのじやないかと思ひます。その点はどういふ点であるかといふと、いわゆる公務員たる本質といふ点を重視しなければならぬといふことが第一点、そして併しなからその仕事の内容といふものも考慮に入れなければならぬといふ点が二点、この二点の兼ね合せが問題になるのであります。その兼ね合せの結果出てきたものが今回の地方公営企業労働組合法案でございませう。決して恩恵でやるとか何とかといふことではなくその二点の考慮の上から出て来た結論であります。

○重盛壽治君 今の堀さんの質問に關連してですが、堀さんに答弁するところを聞いておるとどういふふうに感ずる。こういうことでは困ると私は思うのだが、労働大臣の考へておるのは、労働大臣が言われるように国家公務員というふうなものは少し別の角度から行かなければならぬということが考へられると仮定しても、それならば筋肉労働をやるようなそういう労働の實體に労働法を当てはめるのかどうかということになる、そうではなくて經營の實體、ここに労働法を当てはめる基準がおかれておるよに聞える。これでは労働組合法の解釈上非常にまづかりはしないか。違つて来はしないか。労働の實體が縦割もなければ横割もなければ、ただそれを誰が經營しておるか、どれだけ儲かつておるか、こういうものと見合はして労働者の賃金とそれの給與の問題だけを区切りずけたような形で盛んに説明しておるが、それは私は違ひはせぬか。

それからも一つ公共の福祉といふことでは例えは専売のやうな場合を考へてみまして、成るほど公共の福祉に違ひないかも知れんが、私はただこの嫌いな關係もあるかも知れんが、それはえらい公共の福祉に重点をおいたものではないと思ふし、むしろこれは政府は唯一のドル箱として財政的な立場からこれを守つて、ここでストライキを起すと専売の利益金が少なくなるから困るというやうなところから考へられるように感ずるのですが、私の感じ方が悪いかも知れませんが、そういう点から行くと労働大臣のいま堀さんに説明した御趣旨では趣旨が一貫しないように思ふが、その点に少しはつきり聞かしてもらいたい。

○國務大臣(吉武憲市) 經營の實體をお話になりますが、經營の實體も勿論考へなければならぬが、一番大事なこととは公務員たる本質でございませう。公務員たる本質に私企業と違ふところがあるといふことは大事なことである。公務員の中のいふゆるる仕事の実体といふものは、それは成るほど筋肉労働とそうでない労働とはあるでありませう。従つてその点は若干考慮を拂わなければならぬところでありませうが、併し公務員たる本質においては机の上で仕事をしようとする野原で仕事をしようとする、私は本質的なものといふものは変らないものであらうとかやうに存じております。それで本質が同じだから仕事の内容がどうあつても全く同じでいいかという、それはお話のように実体は考へなければならませぬので、今回提案をいたしましたように國鉄、専売のやうに現業、肉体的な労働のものについては、その労働條件に団体交渉の方法を講じて解決をする、こうしたわけでありませう。

○重盛壽治君 そうすると、例外として團結権、団体交渉を與えるという字句がまだ明確でないが、與えるといふ字句をも少し明確に説明して下さい。もつと突込んで言うならば公営企業の職員は労働基準基本権を本質的に、憲法的に持つてゐるのかないのか。こういうことになつて来はしないかと思ふが、これに對しては「説明もされおるが、基本的に本當にあり得ないといふのかどうか。全体の奉仕者であるから、これはもう東京都というならば、都民の奉仕者だからこれはもう憲法二十八條の労働の基本権はないといふのか、あるといふのか、あるけれども公共の福祉のために制限してゐる、こういうのか。いろいろ説明されておるがどうも私の頭が悪いのか何だかはつきりして来ないのだが。

○國務大臣(吉武憲市) その点はおよそ労働者は憲法二十八條においては基本的な權利を持つ、ただそれが公務員であるために國家公務員たることの本質に基いて制限を受ける、こういうやうに御解釈を願ひたいと思ひます。

○重盛壽治君 どうも公務員だからと言つて……。今度は地方公務員でございませうか、地方公務員でも公務員と同じに實際の憲法二十八條の團結権も罷免権も皆あるのだけれども、地方公務員といふことのためにないのだ、與えられないのだ、憲法的にはあるのだとこゝろ解釈する必要がある。それ、

○國務大臣(吉武憲市) その点は國家でありませうと公共団体であらうと同じであります。國家及び公共団体全体に奉仕する立場におかれてゐるといふのがいわゆる公務員であります。

○重盛壽治君 議論になるから余り言いたくないが、そういうことになると國のあらゆる産業に従事してゐる者は日本國家といふ建前から行けば、これは私企業であらうと公共企業であらうと一つも変りはないはずである。労働大臣はどういふ見解の筋をお引きになるか知りませんが、例えば講和後の日本を再建しようといふ場合に、公共企業としようして公務員だけが一九となつて日本の産業の振興を図らうといつてもこれはでき得ないことである、むしろ國全体のあらゆる産業が一しよになつてやるといふことで、そのほかにこゝろ十分労働法を適切にあてはめてやつて行くといふことではなければ國の再建といふことはできないといふやうに考へるが、そういう点はどうなんですか。私利私慾のためにやつてゐるのだからあいつらはいいだらうと、こゝろ考へ方ですか。

○國務大臣(吉武憲市) 勿論國家のあらゆる産業も私利私慾でなしに國家興隆のためにやつておられるでありませう。併しなから私企業といふものはやはり企業の本質として營利を目的

ではないで成立したのであります。ですから勿論国家のために大きい目的をやつておられましようが、会社自体というものが採算のとれるように営利というものが出来来る、そこに本質上国家と違ふ点があるわけでありませう。

○重盛壽治君 そうですね。言うわけにやないのですが、そういうことになるとさつきの専売の話をよくしてくれなかつたが、専売の場合あなたのお考えはどういうふうに考へますか。私は当然国家自身が財政的に唯一な財源としてやつておられるように考へておるのですが、この点はどうか。

○国務大臣(吉武憲市君) 専売は営利を目的としてやつてゐるのではなくして税金確保のためにいわゆるたばこの専売という方法をとつてゐる。ですからたばこを一つの会社が営利の目的でやればこれは一つの私企業として成立するのであります。

○重盛壽治君 余り専売のことは申し上げたくないが、営利と税金とどういふふうに違いますか。一言でいいのです。税金で回収して行くのか、政府自体が税金の財源にして行くか、政府は大きく言えば国家としての営利をやはり目的としてゐる。もつと突込んで言うに成るほど日本の国にたばこはなくてはならぬものではあるけれども、国がどうしても作つてこれをやつて行かなければならぬというほどのものではないと私は考へます。

○国務大臣(吉武憲市君) 私は、でありますからたばこの製造というものは国家が本質的にやらなければならぬというのを言つておるのであります。ですから私企業でやればやる方法もあろう、たばこというものは必ず国

家がこれをやらなければならぬという本質を言つてゐるわけではありませう。現在やつてゐるのは税金確保のために私企業にやらせずして国家がこれをやつておるのであります。

○重盛壽治君 まあいいでしょう。別なところに行きます。

国家公務員法附則の十六條で一般職の職員に労働組合法、労働法を適用しないといふ言つてゐるのです。地方公務員法第五十八條にも同一趣旨を規定してゐるが、これは公務員の基本的な権利である労働基本権を制約又は禁止するように考へられるが、禁止するものであるのかないのか。それとも全体の奉仕者の基本的な性格からこれはあり得ないといふきり規定したものであるかどうか。この條文の解釈といふものを聞いておきたいと思ひます。

○説明員(大島清君) 地方公務員法のほうは労働組合法、労働関係調整法或いは基準法等について、第一項におきまして組合法と労働関係調整法は職員に適用しない、適用除外を規定してあります。

○重盛壽治君 憲法二十八條は今さら言う必要はないからやめるが、公営企業職員は憲法二十八條でいう勤労者であるかどうかという点は、どうも今までの説明ではあるようでもあるし、ないようでもあるが、一つ参考になるかどうか知らんが、美濃部博士の日本国憲法の見解という、基本的権利としての自由権の解説というのがあります。これは御承知と思ひますがこれを讀むと、労働者と事業主との関係において、勤労者利益の擁護のために労働者が協同して団体を結成し、団体の協同の力を以て事業主に対することが

必要であつて、本條はこれを公認しておる。これは権利といふ言葉が用いられておるが、ひとしく自由の一種であり、結社の自由を特殊の公務員に認める現われにはかならない。団結する権利にはいふゆる労働組合結成の自由を意味する、これは今さら言う必要はない、当然のことである。団体の交渉は労働組合と事業主と交渉することゝ当然であります。必要により団体協約をなすことの自由を意味する。これは団体交渉の段階に入る。その他の団体交渉といふものは主として同盟罷業をなすことの自由を意味するものと解釈するが、その具体的条件は労働組合法その他の法律によつて定められるべきであると思ふのですけれども、法律を以て全然これらの行為を禁止することは許されないと、こゝういふふうに解釈されておるか。今までのあなたのお話で、地方公営企業のようなものは、先ほど例えを挙げましたし、私が今更いふ／＼な私鉄との関係或いは地下鉄との関係などの例を挙げないでも十分おわかりだらうと思ふのですが、地方公営企業の職員といふものは、やはりどうしても別な形で本場に地方の交通、例えば交通一つをとつて見ましても交通事業の上に、あなたがたのほうで使つておる回復のできないような一大損害を與えるとか、或いは都民に徹底的な損害を與える、それよりなかなかな方法でできた場合には、それと別な方法で逆にストライキならストライキを停止することがあるとして、当面は当然の権利として私はこれらの考へ方から来ても地方公営企業、労働組合全体に対しては、特に交通、水道といふようなこゝういふ現業に対し

ては当然これは與えるべきじゃないか、こゝういふふうに考へるのですが、その点もう一度お答え願ひます。

○国務大臣(吉武憲市君) 只今の御意見は一般的な考へ方としては私はその通りだと思ひます。併しながら先ほど申し上げるように憲法二十八條に對しては、一方公共の福祉といふ点も考へなければならぬことは憲法が同時に規定してゐるわけでありませう。従つて公務員といふものは一般の国家及び公共団体全体に奉仕する立場に置かれるから、その基本権が制限を受けるといふことを申し上げておるのであります。

○重盛壽治君 労働組合法三條には「労働者とは、職業の種類を問はず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう」とあるのだから、そうすると地方公企労法案での第四條の労働組合法を適用しない限り本質的な労働者ではないといふことになるのか、労働者であり得るのか。

○説明員(大島清君) 労働者でありませうが、公務員たる身分に基いてそういう点が制限されるわけでありませう。

○重盛壽治君 ちよつと今の大島君にお聞きをするのですが、それは法律で労働者たり得るのだけれども公務員たるが故に適用されないといふのは、あなたの解釈はどういう解釈ですか、労働大臣と同じですか。

○説明員(大島清君) 同じであります。

○重盛壽治君 どうも本質的に持つておる労働者全体の基本権といふものを、公共といふこと或いは公務員なるが故といふことに無理やりに結び付けて、だから罷業権はやらないのだとい

う解釈は、突込んで言つてこれは理屈ではなくて吉武さんの感覚といふか、もつと率直に言つて自由党の政策といふことにならうかと思ひますので私はこれ以上議論することはやめましよう。やめるがそのういふ感覚が法律の上

にまで打ち出されてゐるといふことは、よほど考へなければ私は総理大臣に言つたように今度の労働法を作つた破防法を作つたといふことは、ただ労働法を作つて労働者を締め付け破防法を作つて日本の国民を拘束して行くといふことだけでなく、これができたといふことによつて日本の将来の国民全般のすべての思想の上に変革を来すやうな重要な問題であると思ふ。それで

あるからこゝせめてサビス省として生まれた労働省、労働者を育成助長しなければならぬといふ建前でできた労働省の労働大臣であり、而も自由党の中の労働問題のエキスパートである吉武氏が労働大臣になつたのだから、こゝらで一つ本来の姿に復元せしめる私は考へ方を持つて頂かなければこれからの議論は幾らやつても空廻りになるのだらうと思ひます。この点の決意を一つ、私が悪口を申し上げるほどではなからうと思ふのですが、いま一遍労働大臣から聞いておきたいのです。

○国務大臣(吉武憲市君) 原則的にはお話の通り労働者の基本的権利は尊重すべき点は御尤もであり私といえども注意いたしてあります。併しながら公務員たる本質といふことは、これはよほど重要なお考へになりませんと、單なる労働者としてお考へになると間違ひを起すと私はさうに考へます。

○重盛壽治君 それは今の労働大臣の後段の言葉ですが、公務員の本質であ

るからこゝせめてサビス省として生まれた労働省、労働者を育成助長しなければならぬといふ建前でできた労働省の労働大臣であり、而も自由党の中の労働問題のエキスパートである吉武氏が労働大臣になつたのだから、こゝらで一つ本来の姿に復元せしめる私は考へ方を持つて頂かなければこれからの議論は幾らやつても空廻りになるのだらうと思ひます。この点の決意を一つ、私が悪口を申し上げるほどではなからうと思ふのですが、いま一遍労働大臣から聞いておきたいのです。

○国務大臣(吉武憲市君) 原則的にはお話の通り労働者の基本的権利は尊重すべき点は御尤もであり私といえども注意いたしてあります。併しながら公務員たる本質といふことは、これはよほど重要なお考へになりませんと、單なる労働者としてお考へになると間違ひを起すと私はさうに考へます。

○重盛壽治君 それは今の労働大臣の後段の言葉ですが、公務員の本質であ

るからこゝせめてサビス省として生まれた労働省、労働者を育成助長しなければならぬといふ建前でできた労働省の労働大臣であり、而も自由党の中の労働問題のエキスパートである吉武氏が労働大臣になつたのだから、こゝらで一つ本来の姿に復元せしめる私は考へ方を持つて頂かなければこれからの議論は幾らやつても空廻りになるのだらうと思ひます。この点の決意を一つ、私が悪口を申し上げるほどではなからうと思ふのですが、いま一遍労働大臣から聞いておきたいのです。

○国務大臣(吉武憲市君) 原則的にはお話の通り労働者の基本的権利は尊重すべき点は御尤もであり私といえども注意いたしてあります。併しながら公務員たる本質といふことは、これはよほど重要なお考へになりませんと、單なる労働者としてお考へになると間違ひを起すと私はさうに考へます。

經營する企業の正常な運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資することを目的とする」と書いてある、いわゆる住民の福祉ということとは

どういふ意味であるのか。例えば国有  
鐵道法の第一條でも「もつて公共の福

社を増進することを目的として、ここに日本国有鉄道を設立する」或いは公

公共企業体労働関係法のほうでも、公共企業体の正常な運営を最大限に確保

し、もつて公共の福祉を増進し、振興することを目的とする」としてある。

は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身

分取扱その他企業の経営の根本基準を定め、地方自治の発達に資することとを

「地方公営企業は、常に企業の経済性

を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進するように運

「營さねなければならぬ」 或いは地  
方公労法案でいつてもそうでありま

労働関係法案の第一條だけに「正常な

運営を最大限に確保し、もつて住民の福祉の増進に資することを目的とす

る、この住民という言葉をとさら  
ここに使つたのはどういふ意味である

○政府委員(賀來才二郎君) 只今御例

示されまゐりましたように、公共の福祉とか住  
民の福祉と書いてあります。いづれも  
同じ意味であります。

○重盛壽治君 同じ意味合いならなぜ  
ことも公共の福祉という字にしないの

か。ことさら字句を変えたその理由を聞きたい。意味は勿論同じだと思うが。



○説明員(大島靖君) 地方公営企業法案の第三條の公共の福祉、或いは公共企業体労働関係法案の第一條の公共の福祉、大体同じ意味でございますが、地方公営企業は直接には公営事業を営みまする地方公共団体の住民の福祉の増進、こういうことをまあ直接の目的としておるのでございます。そういう関係で公営企業を利用いたしまする関係の人々、こういう関係の公共の福祉も勿論ありますが、と同時にその企業を営みまする公共団体を構成する住民全般の福祉を図る、こういう意味合いで、第一條には「住民の福祉の増進」というふうに書いたわけでありまして、大体におきましたは同じような意味合いでございます。

○重盛親治君　そうすると、例えは公  
共の福祉という字に変えても差支えな  
いというふうに解釈していいですか。  
○政府委員(賀来才二郎君)　特に住民

と書いたのは意味を持つておるわけではございません。この趣旨がよくわかれば御理解願えると思います。

○重盛壽治君 それじや少し飛ぶがこ  
れは小さな問題ですが、三條、軌道事  
業、この中へ例えば東京都とか或いは  
大阪、川崎にあるところのトロリー・  
バスというものは軌道事業の中に入つ  
ておるかどううか。

○政府委員(賀來才二郎君) 含んでおります。

○重盛壽治君　そうすると、五條についてお伺いいたしますけれども、公営企業の職員の団結権は、労働者としては権衡的に基本的には認める、大体先ほども何度も御説明があつたのだが、そういうことになりますと、五條のような場合は労働組合法にあるので

ここにことさら規定しなくてもいいのではないか。団結権が與えられないわけじゃないではないか。現に政令二百一十号は団体交渉権の否認と爭議行為の禁止を規定しておつたのだが、団結権については労働組合法によつて団結権を認めておる。政令二百一十号公布後も公営企業職員の場合は労働組合として結成されて来ておる。又政令二百一十号以前は勿論何らの不審もなく労働組合法が適用され自明の理として団体権が認められて来ておる。こういう考え方が行くなればこの五條の「職員は、勞

○政府委員(貴来才二郎君) この條文に書いてありますようなことは、公勞法においても国鉄、専売の組合員に対してはやはり、同じようなことを書いてあるわけにあります。この意味合は地方公務員たるものの性格から見まして、クローズド・シヨップ制或いはユニオン・シヨップ制をとるということとは適當でありませんのでオープン・シヨップ制で行くのだということを現わす必要がありますから、ここにかような條文を特に設けておるわけであり  
ます。

ことによつて本當に事業の協力的な本  
 例が推進せられて、労働組合が公営企  
 業の發展のために持つ眞価を十分認め  
 て行くならば、これは當然ユニオン・  
 ショップにしなければならぬ。これを  
 オープン・ショップにするというよう  
 なことは、労働省自体も労働組合法を  
 労働省が設置される当時は非常に嫌つ  
 ておつたように記憶しておるのです  
 が、そういうことであつたならば労働  
 組合を育成助長するということになれ  
 ば、おれは労働組合に入らなくてもや  
 れるのだ、おれは局長の世話で入つて

尤もな点もあるわけでありますけれども、建前といたしましてこの地方公労法案の対象は公務員たるの本質を持つておるわけであります。従いましてこれらに公務員たる本質から見まして、これに對しましてユニオン・シヨップ制をとるといふうなことは適當でないと考えまして、やはりこの程度の制限と申しますか、重盛先生のようなお話の上から言へば制限みたいになるわけであります。我々といしましてはその本質から見ましてこの規定は必要だと、かように考えておる次第でございます。

1

労働組合を結成し、若しくは結成せず又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる、いわゆるオープン・シヨツプ制で労働組合というものは作つてもいいし作らないでもいいというやうなことをことさらにここにきめておく必要はないのじやないか。言い換れば五條はみんな要らないのじやないか。こういうふうにも考えられるのだが、この五條は私どもは今言うやうな労働組合法の關係、その他からことさらにここに載せないでも当然の問題として必要のないことである。但書の管理、監督の地位にある者云々というやうなことも労働組合法第二條が規定している、ここで再び規定する必要はないように考えられる。従いましてここに規定する必要はないように考えられる。労働組合法第二條第一項に該当するものの範圍は、というように若し書こうとするなら書き方をしておけばよいのであつて、第一項も特に必要ではないのではないか。従つて第五條の本文と二項、こういうものは必要がないように思うがこの点どういうわけですか。

○眞盛壽治君 妙なことですが、ユニオン・シヨップ、クローズド・シヨップを入れないということは大体労働組合を育成、助長して行く基本からもうすでにずれて行くことなのであつて、クローズド・シヨップということは困難であるかも知らんけれどもユニオン・シヨップは当然認めて行かねばならないのが建前であつて、臨機な処置として別なところで別な処置を考えると、いうのは、先ほどから言ひ公共福祉或いは公務員なるが故に、こういうような意味から来るならば、別にそれだからこそ別なことを考へてゐるというのであるか。当然與られるのならどこでも與えて行くという体制をとつて、別な面でも又別な例を作つて行くということにしなければならぬのじやないか。一つの意見として申上げれば、都市交通というような場合は實際私鉄と何ら変つてない、全体の奉仕者だからというこの意見だけでは納得がきかないのじやないか。地方公務員においては人事院の任採用に關する対象から外されておるし、職場の実態から行きますならばユニオン・シヨップを認める

来ておるものだから君らと労働運動なんかせんでもいいのだというふうなことになる。となつて来て、労働組合の内部情勢が悪くなつて来る。言換へるならば脱退分裂することも自由だ、そういうふうな形に背かれるようなことをここに載せておくということは非常に私は法文の上からいつてもいかにやないか。これはやはり五條の前文は先ほど言つたように、何か国鉄と専売とそれから国鉄に当てはまる公企労法のほうにした文句があるのだから、やはり地方公企労法案のほうも当てはめなくては恰好が付かないというふうに考えていらつしやるがそういう必要がない。新しい法律を作るのだ、新しい角度に立つて而も公企労法に適合するものを作つて行くのが法律の作り方の新しいやり方だと私は考えるわけであります。そういう意味から言つてこれは鶴くまで削つて行くという建前をとらなぐちやならんと思うのですが、その建前に對してどう考えておられるか。

○政府委員(實來才二郎君) 現在の都市交通の状況等から考えますとお説御

います。

○重盛善治君 どうも公共企業の交通事業の事態を忘れてしまつたのじやないか。そういうふうに通うのだが、例えば東京の都電のような場合、或いは水道のような場合を考えてもあの中が組合に入つておるものも入つていないものもばら／＼の姿で東京都電がうまく運営されておる、東京バスが動いて行くこととは誰が考えたつて考えられないことであつて、こういうあなた方の言うような公共企業体のほうに使つたもの、そこから引つ張り出して使つたという形式的なその場当りの條文を並べることはやはりいかなのじやないか。公企労法とは関係なく一つの例とすることはいいかも知れませんが、その中には盛込まない、親法と子法のような考え方を持つて行くということは、先ほどから労働大臣はその仕事の事態、そして経営性というようなことから法律を作つて行くのだというのを盛に言われておるのですが、そうだとすると地方の事態を見極めて、そうして本当に地方の知事なり市長なり或いは管理者がやりいよい

うな労働組合法を作つてやることのほう  
うが、あなたがたの立場じやなかろう  
かというふうに考えるのですが、一つ  
労働大臣が労働局長にお伺いしたいと  
思います。

○国務大臣(吉武憲市君) 民間の組合  
でございませうればクローズであらうと  
ユニオンであらうと、それは組合自体  
が決定されるものでございませう。併し  
ながら今朝はとも申上げましたごとく  
公務員であるという本質から考えます  
るならば、そういう組合を認めるの  
でなく、組合に入らうと入るまいと  
公務員たる性格から見たならば自由で  
あるべきだと思ひます。公務員になる  
ためには組合に入らなくちゃならな  
い、公務員になつても組合を出ればそ  
の資格を失ふのだという拘束を受くべ  
きではない、私はかように存じており  
ます。

○重盛壽治君 そういふ機械的に答  
えになると、それじや何で軌道の工夫  
を公務員にしたり自動車の修理工を公  
務員にしたりするか、そういう理窟が  
生れて来はせんか。現実の問題として  
だから現実にはやはり即した方法でや  
つて行く、そうすることのほうが大体公  
共の福祉を増進さす、そして皆のため  
の奉仕者だ、それによりよき奉仕をす  
るような方法をとることがいいのだか  
ら、それでよりよき奉仕をするという  
ことのためにまともな協力さすとい  
うことのほうがいいのだ、よくあな  
たがたが民間ならばと言ひけれども、  
民間ならば逆に御用組合を作つてみた  
りいろ／＼なものがあるのだが、まあ  
そんなものは問題にしていないようだ  
けれども、そういうことのために内部  
紛争が起きて来たり二つに割れてしま

つてゐる、それも体験されてゐると思  
う。せめて地方公共企業体くらいは  
クローズド・ショップなりユニオン・  
ショップに当然して行くという考え方  
でなければならんし、若しそれがそこ  
までできないというのならば、先ほ  
ど申上げましたように五條でござら  
せんことを載せなくても労働組合法  
との脱み合せによつて運営は十分でき  
るのだから、そういう考え方に立つこ  
とのほうがいいのじやないか、こうい  
うことなんですか。

○国務大臣(吉武憲市君) 何度申上げ  
ましたも同じことでありまして、公務  
員たる資格が多数の意思に基いて強制  
されるというところは好ましくな  
いと思ひます。

○重盛壽治君 それじやまあこの程度  
で留保しておきます。まだ私は納得し  
たわけじやないが留保しておきます。  
職員でなければ組合員となれないとい  
う規定は、これもやはり組織を拘束す  
るのじやないか。労働組合法では第六  
條において委任による代理人の交渉権  
限を認めておる。然るにこれは当局と  
第三者とが団体交渉をするとは、地  
方公共企業体の性格上妥当でなく、且つ  
平和的、友好的な労働関係の確立に資  
するゆゑんではない、こういふような  
ことを言つておられますけれども、私は  
やはり全国的な一つの組織を持ち繋  
りを持つ組合が、職員でなければ職員  
の労働組合の組合員又は役員となるこ  
とができないという決定的なきめ付け  
方は、少し行き過ぎではないか。その都市  
交通の例で、或いはその他のあらゆる  
例を引いてもわかりませうけれども、函  
館の交通がストライキを起した、その  
場合に函館の支部だけではうまく円満

な解決が付かないから本部から行つて  
納得の行くようなきめを付けて来て  
ゐる。或いは九州において或いは呉に  
おいてとかいふ／＼なことがあつて、  
もつと身近なことを言ひますならば  
私もどが例えは東京の職員関係の都  
府連といふようなもの紛争騒ぎが起つ  
て解決がなかつた／＼つかんというやうな  
ときには、組合員という資格でなく交  
渉する資格だけを與えて頂いておいて  
交渉して行くことが比較的円満に解決  
する。つまりこういう実情はやはり無  
視されてゐるやうに考えるのだが、そ  
ういふ点ではやはりこれも公企労法に  
あるのだからそこにのつてたのだとい  
うことであるのか、私は間違つてのつ  
けたのじやないかと思ひますが、  
それとも飽くまでこういふ方針にしな  
ければならんというのか。若しこの方  
針にしなければならんといふこととな  
らば、申上げますならば、代理交渉制  
度を一方向の公共企業体のほうでは認めて  
おいて、そしてこゝでは職員以外の者  
が役員となることを認めないといふこ  
とは矛盾であることは当然であるが、  
こういふふうに行つておくと先ほど  
労働大臣が言つた労使双方の立場は大体  
互角な立場でものをやつて行くといふ  
観点から来ると少し危険がありはせ  
んか。言ひ換えれば理事者のほうに逆  
用される危険が強くなつて来やしない  
か。例えは首切りをした場合、管理監  
督の地位に昇格せしめた場合代理者で  
なくなるが、法律上の法人としては勞  
働組合のつぎとした者になる、それ  
が交渉権限がないといふことになつて  
拒否されるということは実情にそぐわ  
ない。こういふような点から私は考え  
て行くと、この法律の第五條は前文を

削ることが当然でありますけれども、  
これをどうしても置かなければならん  
と仮に仮定するならば、この二條、三  
條といふやうなものは当然これは要ら  
ないのじやないかといふやうに考える  
のだが、どうしても固執するならばそ  
のゆゑんを明快に一つ答えて頂きたい。

○政府委員(賀來才二郎君) 基本的に  
この法律自体は、大臣からもお話を申  
上げましたように、公務員たるの本質  
というものが流れておるわけでありま  
して、従ひましてこの組合員の中に職  
員以外の何ら関係のない第三者が組  
合員に加入したり又は役員となるといふこ  
とになりますと、やはり本質的な考  
え方から考えれば適當ではないとこよ  
うに我々は考えておるのであります。  
ただこの際申上げておきたいと思ひ  
ますことは、公労法におきましては御  
承知のように交渉委員だけが交渉権限  
を有するといふことになつておりまし  
て、組合六條の交渉の委任は認めて  
おりません。地方公労法案におきまし  
ては地方の自治団体、公共団体等の実  
情から見まして、やはり小さい組合が  
ありまして、或いは交渉といふふう  
なことにつぎまして不得手な職員だけ  
で組織されるというふうなこともあ  
るかとかやうに考えますので、この地  
方公労法案におきましては組合六條  
は適用になつて削除になつておりま  
せんから御了承願ひます。

○重盛壽治君 そうすると団体として  
の例えは本部から行つて交渉すると、  
このことはいい、併し個人としての交  
渉に委ねることはできないと、こうい  
ふ解釈ですか。

○政府委員(賀來才二郎君) 例えは函  
館市の水道の職員は僅か四、五十名し

かない。どうも市と交渉いたします  
のに弱体であるといふやうなことから  
いたしまして、市全体の組合の組合長  
に個人的にと申しますか委任をして交  
渉をやつてもらふといふことは認めて  
おるわけでありませう。

○重盛壽治君 更に進んで、これはま  
あ私は飽くまでさういふ意味で削ら  
なければならんと思ひますが、仮にさうい  
うことを是認したと仮定してもさうい  
う場合にござりまするやうに、實際問題とし  
て労働組合の中では非常に行き過ぎた  
運動をして、資本家側も組合側も納得  
して首になつて行く、これは止むを得  
ない場合があるかも知れない。さうい  
う者がこの組合の役員になつておると  
いふやうなことは、この字句で或る程  
度考えられないこともない。逆に組合  
のために非常な功勞者でさうしてどう  
しても組合の中に置かなければならん  
人であるけれども、公職選挙法何かに  
例えは都議会議員になつたと或いは区  
議員になつたと、代議士でも結構です  
が、さういふ場合に組合が大会の決議  
によつてあの功勞者を今組合から締め  
出すことは気の毒だ、あれは一つ大会  
の決定によつて特別組合員にしてさう  
じやないか、或いは顧問にしてさう  
じやないかといふやうなことは、これ  
はもう風習として又當然の結果として  
現われて来るのですが、さういふ人た  
ちをおくことも悪いとさう解釈を持つ  
のですかどうですか。その点一つ。

○政府委員(賀來才二郎君) 組合の多  
年の功勞者であるといふ場合等を御指  
摘のようでございますが、御意見は  
御尤もな点があると我々も了解でき  
るのであります。併しながら先ほど申し  
ましたやうに、この法律全体を流れて

おりまする一つの本質といたしまして、はつきりと公務員たるものが組織

するといふうなことをきめることが必要であると考えますので、その場合の必要に  
扱いにおきましても組合員という形でなく  
て何らかの考慮を組合は考えても  
らつてもいいんじゃないかと、かよう

に考へておるのであります。但し先ほども申しましたようにそりう功勞者がやはり組合の委任を受けまして、そりうしてその交渉にも當つてやるということとは認めておるわけであります。

○重盛鑑治君　そうすれば実際には、労働局長の言うのは今のようの場合の人は認めていると、こういうふうに解釈できるわけなんです、そうだとすれば例えばこのところで大会或いは組

合の議決機関で推薦した者が組合員となることを、あなた方のその考え方にするとは妨げるものではないということになりとうと思うのだが、そういうことを織り込むことには別に異存はないと

○説明員(大島靖君) 只今勞政局長から御説明申上げました通り、やはり職員でない限り労働組合の組合員、或いは役員となることはできない。その点

はやはりこの第五條第三項の趣旨で運営いたしたいと、かように思つております。

○重盛壽治君　僕の言うのは、大会で推薦した來た、或いはして來てもこの

○重盛親治君 できればやつてもいい……。

○説明員(大島盛君)　やはり第五條第三項の労働組合の組合員、役員となるには、やはりその公営企業の職員でなければならぬと、こういうことになるわけであります。

○重盛壽治君　そうするとどうも又元へ戻つて労働大臣のほうへ行かざるを得ないのだが、法律によつて地方公務員或いは地方公共企業体労働組合を拘束してやつて行くというような行き方

は好ましくない。それだからもう少し協力をしてもらつて行くと、又地方公務員の諸君といえども大きな組織小さい組織種々雑多な組織があつて全部完成された組織とは言えないのであつ

て、その半面にはやはり労働組合の育成助長という労働省本来の使命が当然職込まれて行かなければならぬのであります。こういう法律、先ほども言うように、私を例にとつて言うのではないが

私は立派な指導者とは考えないけれども組合の育成助長に努めているということ、単なる組合運動だけでなく国の経済の実態或いは労働組合の日本の現実に即した行き方というものはどう

あるべきかというようなことをやはり指導して行くと申しますか、そういうような場合にも特別な執行部であるとか、特別組合員であるとか、名譽会員であるというようなことができないと

いうことは、組合を育成助長して行くという面からは全く逸脱しているのではないかというふうに考えるのですね。法的的にはそうかも知れませんが、僕の今申上げたようなことは運用できる

というような考え方を私はお持ちになつていいのじゃないかと思ふし、一旦

出したからにはこれを突つばれといふのか、もう一遍。

○國務大臣(吉武重市君) 重盛さんのお話ならば御尤もな点もございすが、しばし申上げますごとく私どもは公務員であるという本質を重視し

ておるわけであります。従いまして公務員は國家なり或いは公共団体全体に奉仕する立場におかれておる、それがそういう關係の全然ない第三者のものが入つて来て、そうして団体交渉をす

職種だけではこの法文を当てはめるのには少し狭くなりはいかないかということ。御承知のようにこれはまあ主として企業の経営の成り立つ收支債権企業に従事する者と労働者の立場というもののよりは、むしろ利潤の上つて来るところだけを当てはめた、こういう形ですね。だからこれはこれで一応いいと仮定しても、これと全く同じような仕事をしておるが財源が違ふのだ、いわゆる都や市の税金で給與を賄つてゐるのだというような人たちがたくさんあ

るわけですね。単純労働者としてのそういう人たち、それと又似たような人たち、いろんなものがありますね。こういう人たちの立場をこの五條のほうへ一つ譲り込んでもう少し特別立法を

いつ幾日までにするということが明確になつておればいいが、そうでない限り暫定処置というものがこの五條程度で考えられるかどうか。又私は考えるべきではないか、ということとは、組合

の实情で推して今のなりでこれだけ一部のものを作つてしまつておりますると、非常に組合内部にも混乱が起きるで参りまするし、そして当然他のどれかの法律を当てはめて行かなければならぬ。

らん立場の人たちがたくさん出て来るわけですが、水道のような場合にも上下水道、労働組合という面では一つの水道局というものにおつて全く同じなんです。ただ下水のほうは給

與の裏付けがないものだからこれははじき出そうとそういうような一つの例になっている。そういうものはこの際吸収して水道局という形で労働組合を作ることはこれは差支えないことだ。

ただその場合の予算の面で一部の人が  
ちが郡の税金のほうから流れて来るも



れませんけれども、現実の問題として  
どういうふうにお考えになるものがある  
ろうかと思ふのでありますが、一つの  
例をとれば下水といいますが下水と一  
口に言っている東京都の下水、いわゆ  
る水洗便所のようなものがありこの面  
の収入が相当ある。併し全部賄つて行  
けるわけではない。これは収入はある  
けれどもまだ儲かる段階ではないから  
一つこのほうは別にして、儲かるよう  
になつたらやろうとこういうような感  
じがするのですが、それは又併し一本  
にやろうという考え方なら別ですが、  
その点どういふふうにお考えになつて  
いるのですか。やはりあとに廻そうと  
いうお考えなんですか。

○政府委員(賀来才二郎君) これは大  
臣から申上げましたが、今度この六種  
類だけ挙げましたときの考え方といた  
しましては、四つの特徴を持つておる  
ものという建前をつたつたのでありま  
す。第一は行政事務に携つておる者で  
はない、第二は、肉体的、技能的な務  
働に従事しておる者である、第三は営  
利ではありませんが経済性を持つてお  
る、或いは企業性を持つておる、或い  
は企業性を持つておる、第四はその企  
業の一体性、これにはやはり特別会計  
的趣旨も入りまするが企業の一一体性  
を持つておるもの、この四つであります  
ならば、この法案の全体の適用によつ  
てスムーズに団体交渉も行える、こう  
いう立場をとつたのであります。とこ  
ろがこの四つの条件を備えていないも  
のになりますと、この法律自体の通  
用を図りましても円滑な運営ができそ  
うにない。かような意味におきまして  
政令二百一十号でそのまま置こうとい  
う意味ではなしに、できるだけ早くそれ

らの人々も団体交渉権、協約権も持つ  
ように考えたいが、この地方公務員法  
の適用というものについては適当で  
ない、かように考えておるわけであ  
ります。

○重盛藩治君 それは相当矛盾した勝  
手な御意見でありますけれども、これ  
は又私は意見として別な部面であ  
りや申上げます。次に七條の……

○委員(中村正雄君) ちよつと重盛  
君、七條に入る前に今重盛君が質問な  
さいました第五條関係でちよつと確認  
しておきたい点がありますから、ちよ  
つとお願いしたいと思います。

○政府委員(賀来才二郎君) その通り  
であります。

○委員(中村正雄君) もう一つそれ  
に関連して、そういたしますと現在と  
違ふような法体系になるわけなんです  
か。地方公務員法の適用を受ける職員  
団体とこの法律が適用されたらこの地  
方公務員法の適用を受ける職員と一つ  
の労働組合を作りまして、と申します  
のは、地方によつては非常に職員が大部  
分であるけれどもこれに従事する人は  
僅かしかない、先ほど御説明のよう  
な場合が相当あると思ふのです。従  
つて一つの労働組合を作つてやはり実  
勢力を持つておる地方公務員法の適用  
を受ける代表者をこの団体交渉の代表

者に選ぶといふことは不可能になるよ  
うに思ふわけですが、この点如何で  
しょう。

○政府委員(賀来才二郎君) この地方  
公務員法の団体の性格規定のことから  
考えまして一つの組合は作れない。併  
し事実上連合体という形においての組  
合運動は認められる、かように考  
へております。

○委員(中村正雄君) そうしますと  
別な労働組合をこさなければ、いわゆる  
地方公務員の職員組合の代表者に対し  
て、この地方公務員法の適用を受ける者  
の交渉権を委任してやらしても組合  
の六條があるからいいと、こつと結  
論になるのでございませうか。

○政府委員(賀来才二郎君) その通り  
でございます。

○重盛藩治君 今大体内村委員長の言  
われたことに盡きるのだが、そうする  
と仮に本来直ちに一般のこの事業採算  
のとれない、あなたの言う四つの条件  
に当てはまらない人たちが、どうい  
う扱いをするつもりか知りませんけれ  
ども、労働組合を作つてそしてこの公  
企業労働組合と一緒に交渉して行く  
と、こつと形は差支えないという解  
釈なんです。

○政府委員(賀来才二郎君) その点に  
つきましては只今中村委員長の御質問  
に対して私からお答えした通りであ  
ります。

○重盛藩治君 その通りですね。

○委員(中村正雄君) ないです  
か……。それでは次に。

○重盛藩治君 それじゃ結局……な  
かなか大変なんだが、第七條を簡単に  
聞きするが、第七條に「地方公務事業  
の管理及び運営に関する事項」と、こ

ういう字を入れたのであるけれども、こ  
れはまあ非常に重要なところであらう  
けれども、これも先ほど来言うように、  
地方の公共企業体の実態をやはり知  
ておらんのかい。管理運営とい  
う幅をどのくらいに考えておるか知  
りませんけれども、当然管理というこ  
とは運営には絶対に相対し、労働組合  
と団体交渉の中でいふ／＼相談をし運  
営をして行くといふことをやらな  
い限りにおきましては地方の公共企業体は成  
立たん、こつと性質を持つてい  
ることをこつと管理権の問題は別とし  
ても運営までこつと誰いこんだとい  
う考え方は私はむしろ労使の紛争を引  
起す種をこつとこつと作つたように考  
へるのだが、管理運営に関する事項は  
団体交渉の対象とすることができない  
といふふうな誤いこむことは非常に運  
営上危険なように考えるのだが、その  
点を先ず。

○政府委員(賀来才二郎君) この條文  
にかようなことを定めました趣旨は、  
先ほど申しましたように全体として流  
れております一つの本質的な意味が  
こつと現れておるのであります。ま  
して、管理運営といふものは地方公共  
団体の住民全体の意思によつてその信託  
を受けましたところの地方公共団体の  
機関が行ふべきものであります。か  
ら、組合との団体交渉によつてこれを  
左右し或いは決定すべき筋合のもの  
ではないといふ考え方を持つておるの  
であります。ところが現在の例えは都市  
交通の状況でありますとかその他水道  
の組合の状況を拜見いたしますと、  
重盛委員の御指摘のような実情につ  
きましては我々もいたしましてその事  
情は了解できるのであります。従

ましてこの点は明確に管理運営の線に  
ついては団体交渉の対象にならないと  
いうことは明確にいたしておりますけ  
れども、一面団体交渉できるものとし  
てここに制限列挙してありますこと、  
即ち労働条件に關連いたしましてその  
団体交渉に際してはやはり内容的に管理  
運営の面に關連いたして参りますこ  
とはこれは止むを得ない、かように考  
えておるのであります。

○重盛藩治君 大変わかつた部面があ  
るがいま一步。労働組合に入る前の管  
理者は勿論その他労働組合に入れない  
機密の事項を取扱う管理、監督の立場  
にある者であるならば、この人たちが  
けで実務運営の面まで考えること、  
労働組合を除外して運営を考えると、  
これは実際考えられないですね。東  
京都電、水道局もそうだ、大阪市電に  
おいても労働組合の幹部以下その組合  
に入つておるすべての人を除外して、  
そして管理運営をするといふことは言  
うべくしてできない。そつと今度の加  
来さんの筆法から行くと、いわゆる管  
理にも属し運営にも属するけれども  
労働条件の中にも入るんだといふよう  
う二つの鏡り合つたものが出て来る場  
合には、こつと労働組合の交渉の中に  
ゆる労働問題として取上げて論議して  
行くといふことは差支えないと、こ  
ういふ解釈でいいわけですね。

○政府委員(賀来才二郎君) 非常にこ  
だわるように恐縮なんです、私の言  
いは、労働条件に關連して来ます管  
理運営の事項につきましては、団体交  
渉に際しましてそれが組合の対象にな  
りまして止むを得ない、こつとこ  
うに申上げたわけでありませう。

○重盛藩治君 止むを得ないやなくて

いいんだと、こういう訂正をまあ一つあとで入れてもらうとして、ここに大変條文を並べてあるんですが、この條文の例えは一から五号まで並べたんだんですが、この中に非常に多く抜けておるものがあろうと思うのですが、先ず第一番に職員の任用用がなくて任用用が一切管理者に任せて労働組合はその相談にはあずからん、そういうことにしておいて、昇職や降職やこの事項だけやるのか、或いは任用用という字を私に恐らく間違えて落したんじやなからうかと、こういう問題が団体交渉の対象になる一番大きな問題ではなからうかというふうに思ふので、当然任用用は入れるべきである、こういうふうに解釈する。

それから今言つた企業の改善、結局管理は別として運営に関してはいわゆるどういふ名前がいいか知らんけれども、業務改善委員会とか何とかいうようなそういう企業の改善に対する委員会などを設置してそういう中でやはり交渉して行く、これは団体交渉の中へ当然織込まれておるのだ、こういうふうな考え方。それから就業規則も抜けておる。この就業規則というものは勿論労働條件に関する事項というやつに全部入るのだと思いますけれども、これだけ細かく分けるのだつたら労働時間、休憩、休日こういうようなものはやはり労働条件じゃないかと思うのです、それとこれを分けた理由、どうして今のようなものをを入れたのかつたか。それから共済組合施設の問題や福利厚生に関する問題をなぜここへ羅列できなかったか。

或いは午前中議論し、先ほどもちよつと触れたクロード・ショップにす

るか、オープン・ショップにするか、それからユニオン・ショップにするかというようなことは、団体交渉の中でも相談ずくでやつて行くというようなことにするのが当然であつて、いわゆるショップ約款に関する事項をここへなげ並べなかつたか。それから専従職員を認めることができる、これはあとの項で言おうと思うが言つてしまつちやう、私の時間がないので間に合

触れておくが、それを認めることができるということになつておるが、認めることができるということでは認めないものでもできるという一つの反例になるので、そういうことはやはり団体交渉の中で相談して行くべき事項であらうと思うが、今挙げたような事項で労働局長そこに書上げておられるか知らんが、そういうものをどうしてこへ入れられなかつたが、これは当然入れるべきだと思ひますが、その辺の意見を一つ。

○説明員(大島晴君) 第七條の第二項の団体交渉の対象たる事項についてであります。先ず第一の任用の問題につきましては、先ほども第五條のオーブン・ショップ制の際も大臣その他から申上げました通りの公務員たるの本質からいたしまして団体交渉の対象にするのは適當ではない、但しその昇職、降職、転職、或いは免任職、そういうものについては団体交渉の対象にするという趣旨であります。

なお運営についての協議会を設置するという問題はちよつと法律の対象外の問題であらうかと考えるのであります。

ては、就業規則そのものは経営者がきめて行くべき性質のものである、団体交渉の対象たるべきものではないと思うのであります。ただ就業規則の内容といたしましては、ここにありますような賃金その他の労働条件、こういう問題が非常に大きな部分を占めるわけであります。この内容については二項によつて団体交渉の対象となる、こういうことであります。

それからジョツパ制の問題、或いはこの第六條の専任職員の問題、こういう問題につきましても団体交渉の対象としてはどうかという御意見であります。この点につきましては、先ほども御説明申上げました通り、やはり公務員たる性格上五條乃至六條の形で法律を以て規定すべきものと考えておりますので交渉の対象にはしない、かように考へておる次第であります。

事項、勿論前に書いておられます点につきましては労働条件であります。ここに掲げられてない労働条件もあります。例えば安全衛生を言しない程度の労働作業環境とかいう問題、或いは労働条件になりますような福利施設の問題でありますか、そういうふうな労働条件がこれに含められておるわけでありませう。そういうものを四号のその他のほうに入れるという点でまづおるわけでありませう。以上であります。

○重盛壽治君　そうするとはつきり言うと考え方が大分違うので、そういう点から来るところが多いから非常に困難があるけれども、実情は私は何處も言うように、この公共企業体に当てはまるような地方の公共企業体というも

のは、管理者も率直に言うと東京で言  
えばやはり給料取りなんだ、知事の命  
令で動く給料取りだし、労働組合も皆  
同じような形になる。たま／＼管理者  
の立場になり組合員にならない立場に  
なつておる。従つてそれが法律で就業  
規則をどん／＼自分が勝手に労働課長  
に作らしてこれでやれということをし  
てみても言うべくしてできないこと  
だ。むしろそういうことは相談し合つ

て、こういう方法で行きたいと思うけれどもどうか、よからう、やろ  
うじやないかというところに初めて事  
業の運営能率の増進が図られるのであ  
つて、余りにも機械的な、何というか  
本質的な意義といふことになるかも知  
れないが、本質的な意義が私にはどう  
してもわからないが、公務員であるか  
ら、そして管理者が都民全般の代理と  
してその東京都民が全部これを使つて

行くのだ、命令の線でやつて行かなければならない、談合の線でなく命令の線でやつて行かなければならんということが抜け切らないところから、それを法律の上にもどん／＼現わして来るのだが、この点をもう一步お考え直しを願わなければいかんのじやないかと思います。

ついでに賀来さんが本質的な意義、本質的な意義というわけだが、あなたの考え方の本質的な意義はどういうことか、いま一遍聞かせておいて頂きたい。

○政府委員（賀來才二郎君） これは大臣から今朝ほと来お答えしたと同じ意味であります。なおこれに關連いたしまして、先ほどのお答えを今御意見があつたようでありますが、かような公共団体であるから就業規則を勝手に作

つてよろしいということを考えておるのではございません。ただ就業規則というものが形式的に団体交渉の対象になるといふ書き方は適當でありませぬので、その内容になるものについては団体交渉の対象にすべきであるといふ見方をいたしておるのであります。なお専従職員の問題につきましては、公務員は職務に専念の義務を規定されておるわけであります。この職務に専

愈するということを外しまして、組合事務に専従を許すということになりますならば、これはやはりこういう法律に基きまして管理者が定めるべきであるという建前から専従者はこういう規定になつておるのであります。といつてもさうなことになるからおるから管理者側におきまして専従者は一人も許さんとか、或いは何名にするということとは勝手にきめて行くべき筋合いのもの

○委員長(中村正雄君) 只今衆議院の労働委員会が開かれました。こちらから送っております労働金庫法案を審議されますので、私説明に参らなければなりませんので波多野理事と交替いたしますから御了解を願います。

○委員長退席、理事波多野林一君

委員長席に着く

○國會議員 労働局長も労働大臣も

僕の言うことを労働組合の側に立つておつしやればそういうことにならうと考えるところいう言葉を言つておるが、経営者の側に立つたような姿をすればあなたがたが言うようなことにならうと考える。併し実際に経営者の側

に立つてみましても、これは露骨な言  
い方をして経営者諸君、管理者諸君に  
は気の毒であります、絶対に六大都  
市の交通の管理者が、或いは組合員に  
なつておらん課長係長いわゆる管理者  
だけで実際の運営がうまく行くといふ  
ようなことは考えられないことであ  
る。で就業規則を作つてみて逆になら  
ないか。これは逆な形から来て、そう  
いふことは団体交渉の対象になつてい  
ないからお前のほうで勝手にやつたら  
いいだろう、やるならばやれ、おれの  
ほうはやらないうでだといふことにな  
る。我々は飽くまで公平な立場に立つ  
てものを審議しようとするのだが、  
たま／＼私の言ひことが労働者のた  
り労働組合の側に立つておるといふこ  
とならば、あなたがたが資本家側、経  
営者側に立つて議論をするといふこと  
になつて行きますと、決してそのほう  
に有利じゃない、こういう形ではむし  
ろ全部ぶちまけて、地方公共団体と  
いうものはすでに五十年、六十年の経  
過は十分労働者でも知つておる、その  
うちに起きた紛議の解決をつけておる  
ことは実態から制出しまして、例を  
言えというならば幾らでも言います  
が、言換えればすべてのものを相談し  
てやつて行く、納得すくで協力の体制  
を立ててやつて行くといふことにしな  
ければ、法文を作つても、それは共済  
組合の福利施設のような問題は、当然  
君のほうの責任でやるべきじやない  
かといふので労働組合は労働組合一  
辺倒になつてものをやることになりま  
したら、到底公営企業の、いわゆる公  
共の福祉に關するやうな方ではできな  
いといふように私は考える。そこでこ  
で幾ら議論しても際限ないと思ひます

ので私一人でやるわけにはいかんが、  
もう少し考え直して巾の広い団体交  
渉を、率直に言へば労働組合自体が組  
合の行き方を知つてゐるわけだ、労政局  
長はそのことは知り過ぎるほど知つて  
おつて、本質的な意義に拘束されて組  
合法をゆがめようとしておる。これは  
先ほど労働大臣にせめて労働大臣くら  
いはすつきりした姿の上に立つた公共  
企業体はどういうようにそれを作つて  
行くかといふことについて質したが、  
労働大臣や労政局長たるあなたがたが  
全く同じ本質的な意義に拘束されてし  
まつて法律を作るのだといふことにな  
つたら、一体誰が労働者の味方になり  
誰が労働組合を育成助長して行くか。  
いま一歩考えてもらつてこの点は一つ  
十分改正し、修正する用意があるとい  
うお考えを持つて頂きたいと思ひます  
が、その点どうですか。

○政府委員(賀来才二郎君) 企業体の  
運営に關連をいたしまして労働組合の  
意見をよく聞いてやれ、又経営者の考  
えておる意図を労働組合に納得して  
らつて協力体制で行くべきであるとい  
うことにつきましては、我々も全く重  
盛委員と同感に存じておるのでありま  
す。ただ問題といたしまして、そのこ  
と自体を団体交渉によつてきめる、団  
体交渉の対象にして労働協約でやつて  
行こうとするのは、この法律の全体  
を流れております考え方からいたし  
まして適當ではないといふことを申し  
上げておるのであります、大島課長か  
ら申上げましたように、例えば諸問  
題、又作業環境といふふうなものをこ  
して相互の意思をよく徹底して行くこ  
うことは、この法律外であるといふ

ことは先ほど申上げた通りでありま  
す。我々は決して使用者側の立場に立  
つてものを考へておるわけではないの  
でありまして、公平な行政官庁として  
の立場に立ちまして立案に當つたので  
ございまして、さういふ意味からいた  
しまして我々もいたしましてはこの第  
七條の書き方が最も適當である、か  
うに考へておる次第でございまして。  
○重盛壽治君 最後はその項を終りた  
いが、そうすると、僕の今言つたよう  
な職員の問題も、共済福利の  
問題も、ショップ約款の問題はややわ  
かつておりますが、就業規則の問題  
も、例えば僕の並べた六項目はどれも  
団体交渉の対象に入れることは理論上  
いかにといふ、こういうことか。

○政府委員(賀来才二郎君) 甚だかた  
くななやうであります、この第七  
條の書き方が最も適當である、か  
うに考へておる次第であります。  
○重盛壽治君 そう固執すると僕のは  
うにもい／＼意見があるもので、それ  
はその他労働条件といふことにはもう  
少し広義の意味が入らなければならん  
が、然らばその他の労働条件は一体何  
と何だね。  
○説明員(大島晴君) 先ほど申上げま  
したように、その他労働条件といふ中  
には一号から三号まで掲げております  
ものが、例えば福利施設にいたしまし  
てもいろいろ種類がありますが、やは  
り労働条件に該當いたす施設もあるわ  
けであります、そういう福利施設の問  
題、又作業環境と申しますか安全衛生  
に關する事項につきましては第三号で  
規定されておるわけなのであります  
が、そういう以外の作業環境の問題、  
そういう労働条件が入るわけなのであ  
ります。なお就業規則の問題につきま  
しては、その内容でありますこの一  
から五号まで入つております。こうい  
うものについてはこの第七條の団体交  
渉の対象となる、こういうことになる  
わけでありまして。  
○重盛壽治君 大分進んで来たね。そ  
うすると福利厚生といふようなことは  
やはり労働条件の中に入らうといふこ  
とですね。ことさらこれを除外しな  
ければならんと、字句を一字一句こ  
に並べた五つでなければならんとい  
う理窟は成り立たない、その他といふ中  
に入る、いわゆる福利厚生といふや  
うな問題は入れてもいい、当然私も労働  
条件の中に入らうと思ふ。そういう解釈  
でいいわけですね。  
○政府委員(賀来才二郎君) 大体さ  
うでございまして。ただ福利施設の中  
にも全然労働条件に關連しない福利施  
設といふものもある得るわけなのであ  
ります。そういうものについては又別  
なんです。  
○重盛壽治君 それはいわゆる理窟の  
ための理窟であつて、そういうものは  
お聞きしなくても管理者も労働組合も  
十分心得てやるから御心配ない。そこ  
で賀来さんの言われた運営委員会、運  
営委員も経営協議会も字がいかんか  
も知れないが理窟は大體同じなんだね、  
運営するためにやるのだから。そうす  
ると経営協議会といふやうな形で作る  
ことはいやだけれども、運営委員会と  
いふやうなことで相談をして、事業の  
運営を如何にしようかといふやうな  
ものを作つて行つて相談して行つた  
らいいやないか。このことには賛成な  
んです。  
○政府委員(賀来才二郎君) 私が申上  
げましたのは、管理運営につきまして  
これを団体交渉の対象とし対等の立場  
においてこれを取扱つて行くことは、  
この法律では認めておりませんとい  
うことを申上げたのであります。併し  
ながら企業管理者が労働組合の意見を聞  
き、或いは又管理者の意図を労働組合  
に納得してもらふといふやうな形にお  
けるいろ／＼な協力態勢といふことを  
お作りになることは、この法律の外で  
ありますといふことを申上げたのであ  
ります。  
○重盛壽治君 これはこの運営委員会  
を作つてやつて行くなら、この中へ盛  
込まれないやうなものは運営委員会を  
作つて行けばいいじやないかと考え  
る。平等な形とか何とかにおいてい  
くとも実情はよく知りつくしていま  
くまどすると労働組合のほうは平等よ  
り上になるかも知らんけれども、そう  
いうことには運営委員会等をやつ  
て行くといふことは異存はないわけ  
なんだね。最後にはつきり承わりの  
い。  
○政府委員(賀来才二郎君) 先ほどお  
答へしたやうな趣旨で御了解を願いた  
いと思ひます。  
○重盛壽治君 まだたくさんあるが、  
堀本さん、この項で何かありますか。  
○堀本三君 いや、私は一條々々じ  
やなしにやります。  
○重盛壽治君 じゃちよつと待つても  
らいましよ。私も一條々々じや行つ  
ておりません。  
○堀本三君 思想的に統一していな  
いことだけ……。  
○重盛壽治君 そうすると、五條では  
この中から結論として取り得るもの  
あるし、取り得ないものもある、法文

聞きたいということです。憲法二十八條に守られている労働者として当然取扱うべきだという考え方なのか、それは本質的というあいまいなこの字句に

よつて本質的には與えるべきではない  
と考えるのか、その点やはり明確にす  
べきである。又それは直ぐにできるか  
あとでできるかは別として、私と

もほこれに全面的にこういふ條文を削除して、先ほどから何度も言うようにもう少し労働者を信用してそうしてこゝういふところにこそ多くシヨツプ制を用いてやらせようという考え方が私ども

もの考えがななけりとも、それか  
る程度制約しなければならんといふこ  
とならば実情やむを得ざるものとして  
制約するといふのか、本質的にどうし  
ても制約して行かなければならんのか

○政府委員(實来才二郎君) 我々の考

え方といひししては、**勤労者の基本**  
的權利に關しましてはやはり二十八條  
でやる、併しながらこれを考えますと  
きに憲法の十二條、十三條、十五條と  
いうものは併せて考えるべきものであ

る かような考え方を持てゐるわけ  
であります。

○重盛壽治君 大変進歩したお答え  
で、二十八條は基本的には認めるべき  
だ、こう解釈しておつていいわけす

ね。余り理窟は要らんが。

○政府委員(實業才二郎君) 勤労者の基本的な権利といたして二十八條というものが守らるべきであるということには御意見の通りであります。ただこれ

合には他の條文も併せ考えなければならぬといふことを申し上げたのであります。その併せ考えます際には場合によつてはいろいろの政策が程度によりまして出て来るかも知れませんが、我々事務當局といたしましてはやはり併せ考えるべきものであるという考え方はつきり持つておる次第であります。

○重盛瀧治君 この項は終つたわけではないので、第二説会のほうへこれを一応廻すことにいたします。

○菊川幸夫君 この項に關連して労働局長にお尋ねをしたいのだが、この法案がこのまゝで通るか通らんかは別として公共企業体労働関係法にはすでにこれと同じ方面になつておるわけでありまして、過日法務委員会との連合審査におきましてこの問題について相當論議したのであります。と申しますのは今度の破壊活動防止法案の中で電車、汽車の往來を阻害する、これを兩動したる者は破壊活動防止法案が適用される、従つて公共企業体労働関係法で禁止されている「業務の正常な運営を阻害する」といふことをこれにひつかけようとする意図はあるかないかといふ点について質問をいたしましたところ、毛頭ない、労働組合といふものはストライキをやるといふのはこれは當り前だ、ストライキもようやらんよ、労働組合は労働組合じやないのだ、こゝういふ考え方の上に立つたのが正しいのだ、従つてたいい法律の禁止事項といふものには処罰規定といふものは必ずつきものである、法律的、司法的の処罰規定といふものはつきものであるが、公共企業体労働関係法にも又今回立案されました地方公営企業労働

関係法案にもさういふ処罰規定は一切つけておらないといふことは、労働組合といふものはストライキくらいやるのはこれはもう世界の通則である、それを一応制限しておるだけであるから、その制限の枠を踏み破つたからといつて処分するものではない。従つて破壊活動防止法案の適用に當つても、いわゆる労働争議ストライキ行為として運営の阻害をしたような場合には、決してこれにはひつかかるものではない。然るものであることを法務總裁も法制意見局長官も言明しておるのであります。

○菊川幸夫君 この項に關連して労働局長にお尋ねをしたいのだが、この法案がこのまゝで通るか通らんかは別として公共企業体労働関係法にはすでにこれと同じ方面になつておるわけでありまして、過日法務委員会との連合審査におきましてこの問題について相當論議したのであります。と申しますのは今度の破壊活動防止法案の中で電車、汽車の往來を阻害する、これを兩動したる者は破壊活動防止法案が適用される、従つて公共企業体労働関係法で禁止されている「業務の正常な運営を阻害する」といふことをこれにひつかけようとする意図はあるかないかといふ点について質問をいたしましたところ、毛頭ない、労働組合といふものはストライキをやるといふのはこれは當り前だ、ストライキもようやらんよ、労働組合は労働組合じやないのだ、こゝういふ考え方の上に立つたのが正しいのだ、従つてたいい法律の禁止事項といふものには処罰規定といふものは必ずつきものである、法律的、司法的の処罰規定といふものはつきものであるが、公共企業体労働関係法にも又今回立案されました地方公営企業労働

そこで賀來さんにお尋ねしたいのは、あつたりそそのかしたりといふ場合でありますけれどもこの点につきまして、過日法の公共企業体労働関係法が制定された直後に実は国鉄労働組合で熱海の中央委員会というのがありました、賀來さんものこのときの経緯はよく御存じだと思ひますが、当時衆議院におきましてこれを一つ電車の往來妨害にひつかけようとして、それがあつたりそそのかしたりになる、ああいう決議をしたことがそも／＼あつたりそそのかしたりになるとして、相當ひつかけようとして特別審査委員会へ招集されて我々も喚問されたことがあります。併し結局実際の行動が伴わなかつた場合には犯罪にはならぬといふので遂にこれにひつかけることができなかったけれども、併しあの決議自体がさういふうな破壊活動防止法案の取締の対象といふようなことにならなかつたけれども、あの決議で以てやはり実際に行動に現れないにもかかわらず、いわゆるあつたりそそのかしたりといふので、誠意の対象と

しよつたり、又実際にあれをいろいろあの中央委員会の決議そのものをとらえまして、実際にあつたり同盟罷業その他の行為が起らなかつた、決議したにもかかわらず、あの決議に参加した者に対していろいろの圧迫を加えて来たのであります。こゝで賀來さんに解釈上お尋ねしておきたいのだが、あつたり、そそのかしたりが実際に現象となつて現れるまではこれには該当しないものであると、こゝういふふうに私は解するのが正しいのではないかと申しますが、この点についてはつきり賀來さん御答弁願ひたいと思ひます。即ち、実際の行動として現れない以上は、單なる演説をやつたといふうなことがそれを一々今度あつたり、そそのかしたりといふことになると、今の破壊活動防止法案の罰動より以上に危険な法律だと言わざるを得ないと思ひます。この点において私なら私が組合の委員長として組合の大会において挨拶の際に演説したことが、実際にその組合の活動として現れなかつた、たゞ／＼言葉を述べたこと、これをこれにひつかけようとするならば今後いくらかもひつかかることになると申すのですが、この点についてはつきり私の演説したことが実際の行為として現れたといふときにはこれにひつかかるかも知れないけれども、現れなかつた場合には決してひつかかるものではないと、こゝういふふうに解釈するのだが、賀來さんその点について明快にこゝではつきりと答へ願ひておきたいと思ひます。

○政府委員(賀來才二郎君) 十一條の解釈がこゝうであるといふことを我々から申上げるといふことは適當でないと考えます。御指摘のようによれば第十條によりまして、地方公共団体がこれを運営して行くわけでありまして、實際問題といたしましてただそのかした、あつたりといふことでさうなことはあるまいと思ひますが、これは個々の問題につきまして公共企業体、或いは地方公共団体が良識ある処置をとるものと、かように考へております。

○菊川幸夫君 それが今破壊活動防止法案の際に罰動という字句についておそれおるというのはいふまでもなく、罰動してやるかまじいわけの世論が沸騰して、それが今後情勢がどういふふうになつて来るかといふことになると、あつたり、そそのかしたりはならないといふことだけでなく、実際に行動に現れなかつても、今後ひつかけようと思へばひつかかることになつたら危険でありますから、こちらで仮にこの法案をこのまゝ通すといひましたとしても、先ずこの條項だけは破壊活動防止法案における罰動と同様に私は扱つて、慎重に考慮しなければならぬと思ふのですが、まだ賀來さんでもはつきりとさうでないといふことを言わずに言葉を濁して余韻を残して言つておられるけれども、こゝういふことはつきり答へておかないと、若しもさういふ事態が来たときに仲裁委員会等における裁定を仰ぐ場合におきまして、この点について立案者の賀來労働局長がこゝにあつたり、そそのかしたりといふことはこゝういふふう

とこれが裁定する場合の重要な資料になるわけでありまして、従ひましてこゝにはつきり答へておいてもらいたたいと思ふのであります。あなたのはまだちよつと余韻を残して事によつたら又ひつかけるかも知れないぞといふように余韻を残しておるようと思ひますので、そんなことをしたら大変なことになる。

○政府委員(賀來才二郎君) 御質問に對しますお答えは先ほどお答えした通りであります。ただこの際御了解を願つておきたいと思ひますのは、この地方公営企業法自体は公営法の原則に従つて立案をいたしましたものであります。只今菊川委員の御指摘のようによつて破壊活動防止法案に關連いたしましてそのかしつたところにあるといふ言葉がいろいろ問題になつておるようでありまして、この條文の我々の立案の立場からいひますと、それは現状からこれでやむを得ないと思ひます。只今御指摘のようによつて全体といたしまして非常に重要な考え方といふものが議論の対象になつておるわけでありまして、慎重に御審議を願ひたいとこゝうに考へております。

○重盛瀧治君 それは、私は先ほどから賀來さんの言うように、大体十一條といふのは地方公営企業に當てはめるべきではない條文だといふことで議論をした。どうしても當てはめなければならぬといふのだつたら、これはもう當然菊川さんの言うようにとるものが適正かと思つておる。こゝういふことは私が説明しなくても各都市、東京で少しぐらひどうしようこゝういふ言つたところ、大阪に響くようなことでもあ



に響くわけでもない。例えば国有鉄道のような公企労法に準ずるということを書かれたが、そのこと自体が実際はいまいであつて、逆に私鉄や一般交通産業と混み合せて作つた、ただ公務員なるが故に多数の人の奉仕者であるが故にいくらか規制しなければならぬといふので作つたといふことであらう。金くこの法律案を作つた意味をなさなくなつて国鉄に準じて作つたといふことになると、全部ミスだらけで大変なあいまいなものがこの中に含まれておるから、私は飽くまで削つて行くべきだといふ議論をやつておつたけれど、もし十一條を若干の修正の程度で罷棄権をここで一つ預けてもらいたいといふことであるならば、後段にある「職員は、このような禁止された行為を共謀し、そのかし、又はあつてはならない」といふような字句は私当然とすべきである。又労働局長自身も今のような地方行政すべてのことを十分把握してくれたならば、これはとつてしまつていいじゃないかといふように考えるのがその点かどうか。

○政府委員(賀来才二郎君) 我々は提案に際しましてこの條文を入れまするにつきましては、十分研究をいたしましてこの程度は適當だろう、又必要であると考へて提案をいたしたのであります。併しながら菊川委員からのお話がありまして、こゝういふ点についてには非常に重要な事項であるから慎重に検討したいといふ御意見に対しては、私のほうからどうぞ慎重なる御審議をお願いを申上げる次第であります。

○菊川幸夫君 まだ賀来さんのは、はつきりと実際の行動に現われなければ

通用されるものではないといふ趣旨の下に立案したのであるといふ答弁がないやうでありますけれども、実際今までの公企労法の運用を見て参りますとやはりそこがはつきりしていないのであります。特に破壊活動防止法案に關するといふ字句が加つて来て今これが論議の対象になつておる。これを懸用しようと思つたらいくらでも懸用できる。従つてこれを懸用しようと思へば、私の今考へたような運用の仕方の場合には、更に敷衍的に解釈をした場合は、えらい違ひができて来るということです。これは事實だと思ひます。従つてあんなういふ擴張解釈はしないものである、こゝういふ考への下に立案されたものであるかどうか、その点を一つ労働局長の意見でも結構ですからお答え願ひたい。

○政府委員(賀来才二郎君) 当然そのような労働者の権利自体に關連いたします條文でありますので、擴張解釈をされたいといふことがあつてはならないといふことははつきり考へておるのであります。先ほどお答えいたしましたように、これが十二條によりまして動きまゐる場合も、地方公共団体は良識ある措置をとるものと、かように期待をいたしておるわけでありまゝ。

○重盛壽治君 十二條のことを賀来さん言われたが、私は十二條を削れたいといふ趣旨だから十二條には触れなかつたが、仮に何らかの形で十二條が残つたと仮定した場合、十二條に「地方公共団体は、前條の規定に違反する行為を

した職員を、直ちに解雇することができ」といふのは、この「直ちに」という意味は殊更どういふ意味で入れたのかどうか。それでこゝういふ入れ方をせんでも地方公共団体が適宜な方法を講ずるだらうと思ふといふあなたの考へ方から行くなれば、解雇するだけでなくて例へばの例でありますけれども解雇以外の処分でもいい場合もあるわけですね。一遍に解雇する性格を持つものと、それから減給といふようなことをする場合もあるわけだが、解雇以外の処分、解雇又は処分、例へばの例ですが、することができるといふふうになつておるべきではないかと思ふのですが、この点どういふふうにお考へになつておりますか。

○説明員(大島晴君) 十二條の行為をした職員を直ちに解雇することができるといふ書き方でありまして、或いは解雇するものとするといふ書き方もあるであります。これはやは「解雇すること」が「直ちに」といふ「直ちに」と加へましたのは、基準法等との關係におきまして疑問があつたのでありまして「直ちに」といふ言葉を入れたのであります。

○重盛壽治君 更に「直ちに」といふ言葉もこれは従つてそれならば削つても差支えないといふ字句であるやうに考へるが、こゝういふ意味のものであるか。それから解雇以外の処分と定められるやうな字句を入れることがいいかどうか。

○説明員(大島晴君) 「直ちに」といふ言葉は基準法との關係において誤解があつてもいいかと思ひますので、やはり入れておいたほうがベターではないかと思ふわけでありまゝ。

それから「解雇することができ」とあります。その処置につきましてはいろいろの方法があるわけでありまして、ですから「解雇することができ」と書いてありますからこゝういふうに御了解願ひたい。

○堀本謙三君 大体基本的なものだけ時間もありませんから聞きたいと思ふのです。率直に申しますと今までの労働関係の法律といふのは占領政策中出されたもの、そして今回出された地方公営企業労働関係法案といふのが、これは恐らく初めて日本人の労働関係の法律としてできて来た法律だと思ふ。そうするとこれは実に公共企業労働関係法とよく内容が似てゐるのです。公共企業労働関係法は実に労働者もわかりにくいので困りになる、といふのは諷刺だけおやになつたやうな法律である、だから事實あの法律を見ると非常に難解なところまで解釈が誤られておるといふやうな法律なんです。併しともかくもこれは独立後労働者として初めて自主的に自作りになつた法律なんだから上ほだ思想的にはつきり統一されたものじやなくては困る、こゝういふふうに私は考へるのです。そういう意味から考へますと細かいことは抜きにいたしますが、ともかくも私も考へると、地方公営企業法案は公共企業労働関係法の適用を受けるものよりは、実情からみまして幾分緩和されたい。然るべきものだ。

つまりこの点は私は労働大臣と見解を異にするので、昨日要するに憲法で保障している団体交渉権は国家公務員といへども持つてゐるものだ、公務員だからといって憲法で保障してゐるあの労働者の中に入らないやうな立場にな

つておらない、或る程度はどうしても持つてゐるものだ。ただこの権利の行使に當つて公共の福祉との調和を考へなければならぬ、そうなるとその仕事によつて差が出て来るだろう。こゝういふふうに考へられるのですが地方公営企業労働関係法案をお作りになるときの思想的なものとして、公共企業労働関係法よりも労働者の権利をより労働者の権利を広く大幅に認めよう、企業の実態に即して広く認めようといふ考へがあつたのか。それとも企業のスケールは小さい、地域的にも小さいが、地方公務員の身分から見れば公共企業労働関係法と同じ程度にやりた、或いはよく強く労働者の権利を制限しようといふやうな考へで御立案になつたのか、その観点から伺ひたい、こゝう考へます。

○國務大臣(吉武恵市君) 今回提案いたしました地方公営企業法の考へ方は、規定を御覧になつてもおわかりのごとく、公営法と同じ構想の下に作られたものであります。その点はしほ／＼申上げておきます。その点はしほ／＼国家公務員であります。地方公務員であります。国家或いは公共団体全体に奉仕する立場におかれてゐる、その本質から言へば同じものであります。ただ現業が国鉄専売等と似かよつた点がありますので、労働條件の決定については団体交渉といふ建前から、今回国においても国鉄又は専売に似かよつた郵政或いは印刷、営林といふやうなものを含めると同時に、地方公共団体における市電、水道等の企業をもこの団体交渉権を認めるという考へ方を持つたわけでござります。

○堀木三君 どうも一しよのような成るべく公共企業体労働関係法と同じような立場で一応考えて行こうと言われること自体が、国営事業について公共企業体労働関係法で認められた各種の事業というものと比べると、成るほど公共企業体の一つの事業ではあるが地域的に見て非常に範囲が狭い、それから事業から見てもスケールから見ても小さい、こういうことはお認めにならないだろうかどうだろうか、この点お聞きしたいのです。

○国務大臣(吉武恵市君) 地域的な問題はございすが、私どもはこの本質を主として考えておりますから、国の場合におきまして今度考えておりますアルコールの専売事業というのは全国的な規模ではないのであります。併しながらやはり現業的なものであるからこれを追加しております。と同時に地方の公営企業のうちにも同じ地域にいたしまして大きい、小さいはあろうかと思ひますが、つまり公務員の性質であつて而も企業体的な仕事をしておるものを一括して同じ権利の付與を認めようという考えであります。

○堀木三君 私は実はこの点については全く労働大臣と立場を異にしておつて、要するに憲法二十八條にいう勤労者というものは、国家公務員も地方公務員も公共企業体労働関係法の適用を受ける職員も、それから地方公営企業労働関係法の適用を受ける職員も含んでおる、だから本質的に団体権はこれを持つておる、これは憲法で保障してある。ただ権利の行使に当つて今申上げたその携わつてゐる事業によつて制限を受けるんだという考え方なんです。

すが、従ひまして公共企業体労働関係法と今度の地方公営企業労働関係法と比べると、地方公営企業労働関係法の方は、もつと公共企業体よりも労働者の団結権、団体権というものは範囲が広くなるべきものだ、だん／＼改訂があるべきものだ、こういうふうには私は解釈するが、併しあなたのほうの解釈は、私のような解釈をするとなれば、建前が全部崩れて参りますから飽くまでもそうやつて頭張られるのだから、ということも私は予想いたします。

それからもう一つ、実は地方公営企業労働関係法案を見ておると私の非常な疑問に思ふことは、何と申しますか、団体交渉をする権利を與えながら団体交渉の内容についてはできるだけの制約したいという思想が現われておる。そのデビカルな例を申し上げますと、第九條で地方公営企業の長は自分がきめた規則と抵触するような協約を締結した場合に、それに対して必要な改正の手續が行われるまではやはり依然として締結した協約が効力を生じないといふことについておる。労使対等の原則に立つてそうしてお互いに協定ができな場合、而も片方の経営側に立つてこの者が勝手に自分できめられる規則といふものに抵触するやうな協定ができたときには当然それが無効になるべきです。それが議会の手續を要する、これは九條でございすが、第八條のごとく議会の承認を経ねばならぬといふものについては、民主主義の原則によつて議院に所要の手續がなければそれは効力を生じないといふことは事実わかるのですが、おやこりういふやうな考え方は団体交渉の本質及び締結せられたところの団体協約そのものに

ついでに思想的なものが全く出ていない。要するに経営者側に立つ者は何度の規則が作れる。その規則との輕重を問われるやうなことでは、本来の思想は私は団体交渉からは出て参らないといふふうに考えられるのです。こういうふうな、つまり先ほど重慶委員から第七條の団体交渉の内容になるものについていろいろ例を挙げられました。が、本来団体交渉については解釈を広くして行くんだが、こういう規定があるから団体交渉をできるだけ制限すべきじゃないかという思想が出て来ると私は思ふ。

もう一つそういう点について申し上げておきたいことは、公共企業体労働関係法については仲裁裁定の効力を一応はつきり載せておる、そしてそれが予算上、資金上の場合に問題になつておる。ところが今度の地方公営企業労働関係法案の第十六條においては、わざわざ仲裁裁定に対しては当事者双方とも最後の決定として服従しなければならぬという肝腎の仲裁裁定の効力そのものをこれはもう挙げられなくて、も当然だとおしやるほど進んでおるというのなら、実は他の関係條文がそれだけ進歩的にできておればいいのですが、そうでありませんで制限するやうにできておる場合に、この文句が公共企業体労働関係法と比較して抜けておるのには私はさうなる危惧にたえない。どうも折角独立後最初にお作りになつた労働関係法についてそういう点のききめというか、労働問題を扱つかたとして立てられる立場からの問題。そういう問題がはつきりしてない。

もう一つついでに時間がありませんが、お答えを願ひたいと思ひますことは、要するに私は思想的な分析をしては、要するに各條はいいが、それ譲りまして法理論をいたしますが、そういう点で出て参りますのがやはり先ほど重慶委員が問題にした目的を挙げたおる第一條の末尾の「住民の福祉の増進に資することを目的とする。」この目的とするのは地方公営企業法でたくさんなんです。地方公営企業法にたくさんと書いてあるのだからそれでたくさんなので、労働関係の法律としてはむしろ職員との平和的な労働関係を図ることが目的でなければならぬ。それが結局「住民の福祉の増進」に資することにはなりましよう。併し「住民の福祉の増進」を圖るならば、それは地方公営企業法のほうにお書きなさい。労働関係法に書かれるべきものではない、そういう思想的な点が私はあちらこちらにあると思ふ。

もう一つついでに申し上げておきますが、第二條であります。公共企業体労働関係法では「この法律で定める手續に關する関係者は」と書いてあります。ところが今度の二條の場合には「地方公共団体の経営する企業における労働関係に關する関係者は」と絞つてある。而も地方公営企業法におきましては、長が団体交渉の相手になつておることを予想してゐるのです。そうするとこれはわざ／＼お絞りになつてゐるが、こういうふうな公共企業体の場合と比較して絞られる理由がない、私どもこれをひがんで考えたら「この法律で定める手續に關する関係者」というのは、公共企業体労働関係法で大臣自身が法律違反をしておるといふために、この條文をひっくり返したから

が、第二條であります。公共企業体労働関係法では「この法律で定める手續に關する関係者は」と書いてあります。ところが今度の二條の場合には「地方公共団体の経営する企業における労働関係に關する関係者は」と絞つてある。而も地方公営企業法におきましては、長が団体交渉の相手になつておることを予想してゐるのです。そうするとこれはわざ／＼お絞りになつてゐるが、こういうふうな公共企業体の場合と比較して絞られる理由がない、私どもこれをひがんで考えたら「この法律で定める手續に關する関係者」というのは、公共企業体労働関係法で大臣自身が法律違反をしておるといふために、この條文をひっくり返したから

が、第二條であります。公共企業体労働関係法では「この法律で定める手續に關する関係者は」と書いてあります。ところが今度の二條の場合には「地方公共団体の経営する企業における労働関係に關する関係者は」と絞つてある。而も地方公営企業法におきましては、長が団体交渉の相手になつておることを予想してゐるのです。そうするとこれはわざ／＼お絞りになつてゐるが、こういうふうな公共企業体の場合と比較して絞られる理由がない、私どもこれをひがんで考えたら「この法律で定める手續に關する関係者」というのは、公共企業体労働関係法で大臣自身が法律違反をしておるといふために、この條文をひっくり返したから

非常にお嫌になつたのかも知れないといふふうな氣がするのです。そういう点について今申し上げましたような諸点についてはつきりした労働省としての思想的な立場、これが独立後初めて労働関係の立法としての問題でありますから、特にそれを念を押してお聞きしたいと考えるわけです。

○国務大臣(吉武恵市君) 第一点をお答えいたしますが、今回提案いたしました地方公営企業法においてできるだけ団体交渉を制限する意思だということでございますが、私どもは制限するといふ意思はございせん。基本権はできるだけ尊重すべきものであると私は思つております。ただこの民間の労働組合と違つて制限的なものがあるのは、しばしば申し上げるごとく公務員たる本質に基くものが制限されておるのであります。

なお地方公営企業法において団体交渉なり或いは仲裁裁定がきまつた場合には、それが地方自治体における條例若しくは規則に抵触する場合は、それを變更するまでは効力を生じないのはけしからん、結んだら直ちに効効すべきであつて、その意味において條例や規則が變更されるべきだといふ御趣旨であります。

○堀木三君 私は條例はいいと言つたんです。

○国務大臣(吉武恵市君) わかりました。條例でございまして、規則でございまして、ともに地方自治体における住民を規律する最高の規範であります。でありますからその規範は果敢て變更されません限りは、これは有効であるべきであります。御承知のよう

に協約というものは、仮にこれが裁定が下つた場合はそれが直ちに協約と同じ効力を持つというところは今回の規定にはございせんが、これは労働法においても当然のことであり、今日の労働法上において当然のことであり、さうしますと協約といふのは一人一人の間の契約でなくて、多数の者と片つ方の当事者との間における一つの契約であります。取りきめであり、その両当事者の取りきめが直ちに公法的な最高規律を変更するといふことは、私はこれは少し無理ではないか。尊重すべきことは勿論ではないから直ちに成規の手続を経て変更すべき義務は私はあると思いますが、締結によつて直ちに規則の変更を来たすといふことにつきましては私は賛成し兼ねるのであります。

なお第一條に掲げられた目的の中に、住民の福祉を目的とするとかいふことは余計だといふ意味のことだかと思ひますが、この点は公労法にもございせんが、本法は地方公営企業に従事する職員の団体交渉権を認め、そしてその手続としてそれが成り立たないときの解決の方法とを図りまして、できるだけ地方住民の福祉に寄與して行こうといふこととございせんが、その文字が入りましたからといつて、さう私は本質の変るものじやないと、かように考えております。

○堀木三君 大体だん／＼労働大臣は吉田総理に似て来られて（笑）事実には反することを平気で言う。吉田総理の場合にはこれは善意に解釈して、労働問題そのものの労働の字も知られないのだから精神だけよいことをおつしやつてもその通りとらない。だからこの

間もあなたのおつしやるところのことは言われていることが善意だとは思ふけれども、事実には反しやうといふことを例を挙げて吉田総理に申上げた。ただ今回の労働大臣はさうは行かないのです。これは労働省でお育ちになつた人なんです。吉田総理みたいに知らない人がさういふ答弁をされるなら私は差支えないが、どうせその何といひますか大體な條文を私は労働大臣は御覧になつてゐるのだと思ふのです。吉田総理は條文を見たことがない。見たことがない人が答弁をされるならその答弁でいいんですが、この條文を御覧になつたらさうは……私の質問に對してもつと答弁のしようがあると思ひます。併し少くとも私はこのまま通すわけには行かないので直さなくちやならないと思つておりますが、今おつしやつた点でもその地方公共団体の機関が定めてゐる規則、規程、これはつまり経営者が自分で定められるものなんです。だからさういふ問題について団体交渉でそれに抵触したらそれに抵触する分はすぐ直してしまふ。一方成規の手続として直される必要があることは認めるので、併しそのためにそれはすぐ協約と同時にされるのは當然経営者の義務である。さういふことが殊更にこの法文の上に挙つて来ることを目体がおかしいのです。それでさういふ当然の義務を特にきつ／＼しくお書きになるものだから第九條第二項を起さなければならぬことになつて来る。

これは団体交渉で協約ができたときにどういふものであるかといふことを考へればこれはさう當然なんです。裁定の場合にはこれはその公共企業体労働関係法にこれがあつても、なお且つその最終的決定でないような條件が来ているのが今の実情なんです。だから少くとも私は十六條にその点をはずさなければならぬ、例外的な條文に抵触する場合であるとか予算上の場合といふものを挙げられるべきだと思ふ。にもかかわらず原則をお書きにならないで例外的なものだけが十六條に挙つてゐるのだと、これをだから條文を御覧になつてゐる労働法を知つておられればもつとつきりと答弁ができるはずのものである。吉田総理のような答弁があるべきはずのものでないといふふうに私は考へる。なお重ねて御意見がありますればお伺ひいたしますが、先ほどの御答弁以上にございせんが、先ほどのうせ私もこれより非常に直さなくちやならない問題がたくさんあるように思ひますので、一応同じ問題について質問はこの程度にとどめておきたいと思ふのです。

○理事（渡多野林一君） 堀木委員に申し上げますが、あとまだ村尾さんが……。○堀木三君 もう一点でございませう。

○村尾重雄君 もう一点だけなら……。○堀木三君 それではもう一点だけこれも具体的に伺ひますので、地方公営企業法案では第二條で地方公営企業といふものがどういふものかといふことを挙げておるわけでありまして、それがこちらの労働関係法案の第三條に出ておるわけですが、同じく第二條の第二項におきまして「地方公共団体は、政令で定める基準に従ひ、條例で定めるところにより、地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができ」と書いてあるのです。ところが、さういふものが指定されませんでした。この用意といふものが労働関係法案のほうにございせんか、その点についてはどうお考えになつておられますか。

○國務大臣（吉武憲市君） 恐らく御質問の御趣旨は、地方公営企業の第二條第二項において企業が追加し得る状態になつておるものと、こちらとの関係だろと思ひます。私も企業追加されてそれが地方公営法を適用すべきものであれば逐次追加して行くことは私決して考へていないわけではございせんが、ただこちらの公労法案は企業法案の趣旨で作られてゐるので、必ずしもこの公労法案のためだけではございせんので、直ちにそのものを受け継いでおりません。でありますから、自動的にこちらで企業を追加したからといつて、直ぐ受け継いでいいではないかと思ひます。かような意味でそのまゝは引継いでおりません。

○堀木三君 併しともかくいろいろ入れたらなかつたことについての事柄のお話はありますが、この地方公営企業法案第二條の第一項で挙げられておるものについては受入れられる態勢、法律の第三條の一々の改正よりも受入れられる態勢をこの労働関係法案のほうにもお持ちになるのが私は當然だと、さう考えますが、この点について重ねてお伺ひいたします。

○國務大臣（吉武憲市君） これは公労法案は極めて重要な点でありますので、他の法律の変動によつて自動的に内容が變つて行くといふことは、これは私は相當慎重に考へております。私は企業追加されれば、その企業が大体同じ実体的なものであれば、それに対して団体交渉権を認めることに否定的ではございせん、進んでいたしますが、他の法律が他の目的で作られておるにもかかわらず、その法律が自動的に擴張したからといつて、こちらの法の法律が自動的に擴張されて行くといふことは、これは考へるべきでないといふところから自動的に擴張いたさなかつたのであります。

○堀木三君 理由はよくわかりませんが、少くとも別個の法律が実は表裏一体をなしてゐる。決して別個の関連性のないどころじやなくて表裏一体をなしてゐる。一つの身分関係と労働関係、無論その他の規定もありませんが、さういふふうな法律関係に立つておりますので、而もむしろ今後追加されるものは、さういふふうな地方公営企業労働関係法よりもつと正常な、労働者の権利を制限しないといふことが予想されますので、さういふ点については私は私としてはこの際この規定においては受入れられる態勢をお作りになるのが適當だと思つておりますから、一應私の意見だけ申述べて私の質問を打ち切ります。

○理事（渡多野林一君） 續いて村尾委員。

お計があらうた現在、水辺の問題は、一つの水洗としてかなり、かなりと言いますか、確かな収束を上げているという数字の何も持つておられるのも、私共は、何と見たんですが、こういうようなことは相当残る問題だと思つたので、一つ残しておきたい。

只今丁度時間がないので、恐縮ですが、大臣がたま／＼触れられた單純務の問題についてこの際もう一言は、きり一つあなたのお考え方を承わつておきたいと思つます。これは地方公

五十七條の問題で関連して附則二十一項で政府が責任を以てこれに対処するところの一つの法律を作るといふことが明確に約束されておつたとつていいと思う。たゞ、今度のこの法律を出されるについて企業関係とは勿論少し別な考え方になるか知りませんが、当然これを機会にこれは解決さるべきものと、こう思つておる。そこで私はこの地方公務法案の中において何らかの解決をこの際みるか、それともあなたの考えとして今の言葉のように別箇の単独法として單純労働の問題を御解決になる考え方なのか、あなたのお考えをこの際明確にお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) お話のごとく地方公務員法の附則二十一項に關つてございまして、その際も恐らく政府からお答えをしたでございまして、これが、これらについては別箇に法律の処置を講ずるといふことを恐らく言つたのであります。私も今この地方公務法案を提案する際にもそれは取上げて検討をしたわけであります。而も一つの法律の中で同じに規律ができれば簡単にやれたんであります。が、いろ／＼検討してみましてどうも一本にはしにくい点がございましたから企業だけを取入れる。それで先ほど申し上げました、さてそれや附則二十一項の場合も一つの法律で行くか、御承知のように下水だとか建築なんかのやうないわゆる縦割現象と言つていますが、そういうものとそれから小使さんだとか何かのやうな單純労働といふものを別に考えるか、或いは一つの法律の中でも或る條項と條項の間に特別の條項を設ければそれで行くかも知れ

らない、それは一緒にやれば非常によかつたのですけれども、何分いろ／＼な法律に手を着けて時間がございませんで、それはあとを追いかけてやるつもりで引離したわけであります。この点は私固く約束をいたしまして、近き将来においてやるつもりでござい

ます。

○村尾重雄君 少しくどういふようですが、政令二百一号を延長するその期間内において明確に処置されるものかどううかそれをもう一遍御決意を承わりたい。

○国務大臣(吉武恵市君) できればその間にやりたいと思ひますが、まだ次の国会がいつ頃であるか全然見当がつきませんのでちよつとその点は政令第二百一号は六カ月間でございます。六カ月間にできますかどうかは申し上げにくいと思ひますが、私どもはこの問題をそう遅延をするつもりでございませ

ん。

○村尾重雄君 もう一度お聞きしたいことは、その問題は例えは従来の政府がとつて来られた態度を見て、私は明らかに今までにこれの処置をなすべきであつたのに、今までの行き方を見て十分に、決して信用するとかしないという問題でなくしてあなたの誠意は確認しても、さてそれを実現するに非た非常な制圧があるという意味ではないが、事実上の困難もあらうと思ひます。又なか／＼むずかしいのではないかとこゝろ思ふのです。そこでこの際この法律において何らか解決する方法が私はないとは思ひませんが、どういふ見解でしようか。

○国務大臣(吉武恵市君) いろ／＼その点は考へてみました。私はむづか

しくはないと思つております。

○委員長(中村正雄君) まだ質疑も相当残つておると思ひますが、日程の時間も経過いたしておりますので、いわゆる第一説会におきます質疑は一応この程度で打ち切りまして、残りはいずれ第二説会において御質疑を續行願いたいと思ひます。なお明日は午前十時から労働、人事、地方行政連合委員会を開きまして主として人事委員からの質疑が行われ、これによつて人事、労働、地方行政連合委員会は打ち切りと思ひます。午後一時から本委員会を開会いたしまして、労組法、労働法関係の法案の審議に入る予定にいたしております。

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時十九分散会